

英国における情報公開—2000年情報自由法の制定とその意義—

田中 嘉彦

はじめに

英国の情報自由法が制定されたのは2000年11月30日のことであった。我が国において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）が公布されたのが1999年5月14日のことであるから、これより更に1年半以上遅れてのことである。

英国は、民主主義の母国と言われ、その政治システムは世界各国の模範とされてきた。しかし、情報公開に関する法律については、1766年12月のスウェーデンの憲法的法律である「出版の自由に関する法律」を嚆矢とし、20世紀後半にアメリカ合衆国、英連邦諸国その他各国で相次いで制定される中、英国においても制定論議は従前からあったものの、実現したのは20世紀の最後の年であった。この情報自由法は、21世紀の英国の政治システムの中でどのような意義を持つものとなるのか。本稿は、この英国の2000年情報自由法の意義、制定経緯、規定内容等について整理を試みるものである。

1. 英国の政治システムと情報公開

(1) 憲法原理としての議会主権

英国の憲法原理の一つに「議会主権」が挙げられる。ダイシー（A. V. Dicey）は、『憲法研究序説』（Introduction to the Study of the Law of the Constitution, 8th ed., 1915）の中で、統治構造に関する基本原理として、まずこれを取り上げ、「国会が、イギリス憲法のもとで、いかなる法をも作り、または廃止する権利をもつこと、さらに、いかなる人も機関も、イギリスの

法によって、国会の立法をくつがえしたり、排除する権利をもつとは認められないこと^(注1)」と定義した。前段は議会の立法の無制約性を示すもので、後段は議会に対抗し得る存在の否定を示すものである。すなわち、議会における国王に最高の法的主権が置かれ、政治的主権者たる選挙民からの制約をある程度受けることはあっても、議会は彼らの意思に従うことはない^(注2)とされている。英国政治の歴史の過程で、「国会は、女を男にし、男を女にする以外のことは何でもできる^(注3)ということ、イギリスの法律家にとって基本的な原則である。」とまで言われるような議会主権の原理が、確立されてきたのである。

なお、ダイシーの議会主権論においては、主権を法的主権（その主体は議会における国王）と政治的主権（その主体は選挙民）に分けて、後者を法的＝憲法的論議の外に放逐した上で、憲法習律（解散と総選挙）を媒介にして、再度、間接的に憲法論の枠内に引き入れて、「結局は選挙民の意思が実現する^(注4)」と、しぶしぶ民主主義が認められるとされる。一方、ダイシー理論の最も先鋭的な批判者であるジェニングス（I. Jennings）は、ダイシーの議会主権論は17世紀における人民の政治的闘争の勝利という政治的事実を土台にしていると述べ、英国の議会制民主主義とそれを実現してきた人民の政治的力量に対する深い信頼と誇りを示した^(注5)。さらに近年では、1998年人権法の制定の際に、議会主権との抵触関係が議論となった。この問題について、大法官アーヴィン卿は、議会制定法が人権法に反することとなったからといって、当該議会制定法は直ちに無効とされるものではなく、その対応は議会が決定するという一方で、議会主権

の憲法原理を侵害することなく人権保護を最大限に図るものである旨の説明を行った。^(注6)しかし、1998年人権法によって、裁判所が議会制定法について、ヨーロッパ人権条約に適合しないとして、不適合を宣言した場合には、實際上議会もこれに従わざるを得ないことから、議会主権の原理が制約され得るという考え方も示されて^(注7)いる。

(2) ウェストミンスター型デモクラシー

英国は、いわゆるウェストミンスター型デモクラシーの母国である。ウェストミンスター型デモクラシーの特徴は、下院の多数を占める政党によって構成される内閣、二大政党制、単純小選挙区制による下院選挙、下院優位の跛行的二院制などにあるとされ、^(注8)多数派デモクラシーを原理とする。小選挙区制の下で勝利した政党がすべての意思決定を付託されるという「選挙による独裁」^(注9)(elective dictatorship)が英国政治の特徴とされるのである。

ところで、1966年7月のアメリカ合衆国の「情報自由法 (Freedom of Information Act)」の制定を受けて、その後、ウェストミンスター型の政治システムを採用している多くの英連邦諸国において、情報公開に関する法律の制定が相次いだ。例えば、オーストラリアにおいては1982年3月に「情報自由法 (Freedom of Information Act)」が、カナダにおいては1982年7月に「情報アクセス法 (Access to Information Act)」が、さらに1996年の選挙制度改革後初の総選挙までは最も典型的なウェストミンスター型デモクラシーの国であるとされていたニュージーランド^(注10)においても1982年12月に「公務情報法 (Official Information Act)」が制定されるに至った。

しかし、サッチャー (M. Thatcher) 首相は、1984年、情報自由法に強く反対し、「英国の憲法の下では、大臣は、その省の業務について議会

に対し責任を負っている。議会に対する大臣責任が縮小するとしたら、…議会自体が先細らだろう。…我々の見解では、情報の本質的に『政治的な』領域において、大臣の決定について説明すべき場所は、議会である」と述べた。^(注11)議会主権という憲法原理とウェストミンスター型の政治システムの下、大臣責任は国会に対するものとされ、英国においては、情報公開法の制定が実現されることがなかったのである。

最近では、英国型すなわちウェストミンスター・モデルの国々では改革が相次いでおり、世界的な動きとしてはむしろウェストミンスター・モデル離れの傾向が顕著となっているという指摘があるが、^(注12)情報公開法の制定の是非という点でも、このとき既に英国本国と英連邦諸国との間で乖離があったのである。^(注13)

(3) 政治行政システムの変容と情報公開法制の導入

サッチャー政権による長期一党支配が続いたことにより、憲法学のレベルでは「議会主権」を中心とする伝統的憲法原理が、政治学のレベルではこれに対応するウェストミンスター・モデルの原理が、それぞれ厳しい批判にさらされることになった。^(注14)

さらに、サッチャー政権の下で進められたニュー・パブリック・マネージメント (NPM) は、民間企業の経営理念や手法を行政運営に導入した。1988年11月の「行政管理の改革方針 (Civil Service Management Reform: The Next Steps)」によって、エージェンシー制度が導入された結果、行政の執行部門が各省庁から独立することとなり、また、多くの公務部門が民営化又は民間委託された。これにより、エージェンシーが執行責任を負うこととなったのに対し、大臣は法的責任も説明責任も負わないこととなり、その結果として、大臣は議会質問に対する答弁も行わないこととなった。^(注15)

議会に対する大臣責任は、あくまで大臣の「善^(注16)」に依拠するものであるという指摘もあり、このような見解によるならば、政府がどの情報を開示するかを決定し、選択的にこれを行い得るとすると、選挙民が政府の成果と政策について十分な情報に基づく判断をなし得ず、野党も十分な情報に基づく批判をなし得ないこととなる。^(注17)さらに、大臣の補佐機構である公務員に着目すると、大臣は多くの政策を扱うことから、政権の枠組みにおける詳細な政策を立案し効果的に決定するために、公務員に政策的助言が求められるという状況が生じている。しかし、公務員は、政権交代があっても政治的中立性を保持するため匿名性を旨とし、その説明責任は大臣に対してのみ負うものとされたことから、この点でも情報の普遍性が確保され得なかった。

「議会主権」の原理、「選挙による独裁」として特徴づけられる英国の政治システムは、今日的な意味での民主主義の要請に対してどのように対応し得るのか。この問いに対する一つの答えがブレア (T. Blair) 政権の進める憲法改革プログラムであり、その一つである情報自由法の制定は、国民の政策決定過程への参加の前提となるものである。情報公開は、政策形成過程における公衆参加の前提となることはしばしば人口に膾炙するが、いうまでもなく選挙民に時の政府の執行状況を判断する材料を提供するものとして、選挙を通じた伝統的な政治参加にも大きな意義を有するものである。

1997年の総選挙で勝利したブレア労働党政権の下で、情報自由法が制定されることとなり、ウェストミンスター制（英国型議院内閣制）には情報公開制はそぐわないという議論は、もはや通用しないものとなった。^(注19)アメリカ合衆国憲法の起草者の一人であり、第四代合衆国大統領を務めたマディソン (J. Madison) は、1822年に「人民が情報を持たず、情報を入手する手段を持たないような人民の政府というのは、喜劇

への序章か悲劇への序章か、あるいはおそらく双方への序章に過ぎない。知識を持つ者が無知な者を永久に支配する。そして自らが支配者であらんとする人民は、知識が与える権力でもって自らを武装しなければならない。^(注20)と述べたが、これは民主主義における情報公開の意義を的確に表現した言葉として、現在でも世界各国で広く引用される。英国でも情報公開が論じられる際に、ベーコン (F. Bacon) の「知は力なり」という言説だけでなく、マディソンの言葉にも言及される。^(注21)マディソンの言葉は、人民による政治を指向するアメリカにとどまらず、代議制を基本とした統治システムを採用する英国における情報公開の必要性にも妥当するものとなっている。

法的主権が議会にあるという英国の憲法原理は、依然として放棄されたわけではないが、情報自由法の制定により、公的機関の保有情報へのアクセス権が創設され、これに基づき、国民がその政治的判断のために議会をも含む幅広い公的機関から情報を取得することが可能となった。英国の2000年情報自由法は、現代的な民主国家における標準装備として、国民主権を^(注22)実質的な意味において担保するための制度的保障の役割を担うものであると理解できよう。

2. 英国の情報公開の進展

(1) 1911年公務秘密法の改正

これまで述べてきたことから明らかなように、英国は、政府情報に関して、秘密主義の伝統が強く、その公開に積極的であったとは必ずしも言えない。^(注23)その象徴的な制定法が、秘密か否かを問わず公務員が職務上知り得た情報の伝達を広く禁じた1911年公務秘密法 (Official Secrets Act 1911) 第2条であり、これによりほとんど無限定に公務員の職務上の知識一切が漏洩処罰の対象とされていた。^(注24)皮肉なことに、

英国で秘密とされる情報を、米国の情報自由法によってワシントンで取得することさえ可能であったのである。^(注25)

そこで、以前からこの公務秘密法の問題点は、多くの識者や調査委員会の報告等によって、指摘されてきた。^(注26) 1968年にはフルトン卿を委員長とする公務員制度に関する委員会が、行政手続は余りに多くの秘密に包まれており、より多くの公開性があるならば、公益に資するであろうとの報告を行った。1972年にはフランクス卿を委員長とする委員会が公務秘密法に関し、その秘密保持の範囲が網羅的に過ぎ、デモクラシーの下で、情報の自由を侵害する法律は、厳格に作成されるべきであると報告した。1977年には、出版に関する王立委員会が、人民、議会及び出版に関する正当な情報へのアクセス権は極めて制限されており、政府の広範な秘密保持と結びつき、このことは不正、腐敗及び誤謬を引き起こしてきたと報告した。

1978年には、当時労働党と連立政権を形成していた自由党のフロイド下院議員が、公務秘密法第2条を削除し政府秘密文書を限定列挙とし、政府文書の公開請求の手続を定める公務情報法案 (Official Information Bill) を提出した。同法案は、1979年1月19日に第二読会が行われ、委員会での逐条審議まで行われたが、庶民院の解散により、その法案は廃案となった。^(注27)

1979年には、保守党政府が、情報自由法案ではなく、公務情報保護法案 (Protection of Official Information Bill) を提出した。これは、フランクス委員会の方向に沿うものであったが、情報が既に公衆にとって入手可能な状態にあるか否かにかかわらず、安全保障及び諜報活動に関する情報に絶対的保護を与えようとするものであり、また、厳しい政治的反発もあって政府により撤回された。^(注28)

改革への圧力は1980年代においても維持され、1989年公務秘密法 (Official Secrets Act

1989) の制定のとき、それは最高潮に達した。1988年6月にサッチャーが率いる保守党政府が1911年公務秘密法の改正に関する白書を議会に提出した後、法案が提出され、1989年5月11日に女王裁可を経て改正法が制定された。同法は、1911年公務秘密法第2条を削除する一方で、開示に関する新たな制限を導入するものであった。^(注29) そのため、秘密の限定が十分とは言えず、情報公開の観点からは問題を残したままであった。^(注30)

(2) 1985年地方政府 (情報アクセス) 法

サッチャー政権下においては、前述のように、英国は議院内閣制を採用し、大臣責任は議会に対するものであり、したがって情報公開は認められないとされていた。しかし、欧州評議会などからの国際的要請を受け、情報公開を求める動きが強まり、1984年データ保護法 (Data Protection Act 1984) を含めて、「情報アクセス」を拡充する立法措置が採られていった。しかし、国レベルの機関を対象とする情報公開については、アメリカ的な情報自由法制定の運動や主張はあったものの、制度としては実現されなかった。他方、地方政府に関しては、1985年地方政府 (情報アクセス) 法 (Local Government (Access to Information) Act 1985) を中心に、情報公開が実現されてきた。同法は、本則2か条からなるもので、1972年地方政府法 (Local Government Act 1972) 及び1973年地方政府 (スコットランド) 法 (Local Government (Scotland) Act 1973) を改正し、議会、委員会等の情報アクセスに係る条文を加えるものであった。^(注31) さらに、2000年地方政府法 (Local Government Act 2000) に基づき、地方政府に係る情報アクセスに関する補足的な規則等も制定されている。^(注32)

(3) 環境情報の公開

EC レベルにおいては、1979年2月と1981年11月に、閣僚理事会が加盟各国に対して、米国の情報自由法にならった一般的な情報公開制度の創設を勧告し、さらに、1985年と1987年には、欧州議会が加盟各国政府と EC 自体の所持する文書の公開に関する決議を行った^(注33)。

次いで、1987年の「環境担当機関により保有される情報への公衆のアクセスを改善する方法」の考案を求める第四次アクションプログラムを受けて、1990年6月7日に EC 理事会によって、1990年環境情報へのアクセスの自由に関する EC 理事会指令が採択された。この EC 指令は、一般的な行政情報へのアクセスを認める指令ではなく、環境情報へのアクセスの改善を問題とするものであり、情報公開を環境保護の分野に限定したものである^(注34)。当時の加盟国12か国のうち、一般的な情報公開法を有していたのは、フランス、オランダ、デンマーク、ルクセンブルク、ギリシャであったが、英国、ドイツ、スペインなどの諸国では情報公開に関する一般法が制定されていなかった^(注35)。そのため、閣僚理事会の合意が形成されないことを懸念して、EC 委員会は、慎重な態度をとったとされる^(注36)。

EC 環境情報指令を受けて、英国では、1992年12月18日に、1992年環境情報規則が制定され、1972年ヨーロッパ共同体法別表2の第2条第2項に従って、両議院の決議により承認された（1992年12月31日施行）。さらに1998年6月11日には、1998年環境情報（改正）規則が制定され、同じく、議会の承認を受けた（1998年7月10日施行）。この改正規則は、1992年環境情報規則を改正し、EC 環境情報指令第3条第2項後段における除外情報の削減に合致させるものである^(注37)。このようにして環境分野に限定された情報公開法制は整備されたが、国レベルの一般的な情報公開法は制定されることがなかった^(注38)。

(4) 政府情報へのアクセスに関する実施要領

一般的な情報公開に関しては、サッチャー政権を引き継ぐメジャー（J. Major）保守党政権の下で、行政サービスの内容や達成度などを評価できるよう市民に積極的に必要な情報を提供していく方針を含む「市民憲章」により、行政情報の提供を拡充する政策がとられることとなった。

政府は、1993年に、『開かれた政府』（Open government (Cm2290)）と題された白書を公表した。この中で、公的機関に保有されている個人情報と、公衆の健康・安全情報へのアクセスを保障する法定の権利の創設などと並んで、とりわけ中央政府・行政機関により保有されている情報へのアクセスを行政内部の規則によって確保する制度の導入を提案し、その規則案として「政府情報に関する実施要領」草案が添付された。その後政府は、この草案を修正し「政府情報へのアクセスに関する実施要領」（Code of practice on access to government information^(注40)）を作成し、これを1994年4月4日から施行するとともに、併せて詳細な「解釈指針」も公表した。また、「NHSの公開性に関する実施要領」（Code of Practice on Openness in the NHS^(注41)）がこれとは別に1995年6月1日から実施された。

このようにして英国は、1994年以降、一般的な政府情報については、法律によらない政府の内部的な実施要領に基づく独特な情報公開制度を運用してきた。現行の情報公開制度も、1997年12月11日に改正された実施要領に基づくものであり、市民の開示請求権を法的に保障する制度ではないが、議会オンブズマンの管轄範囲の省庁やその他の機関等に対し、その保有する一定の行政情報の提供を求めるものである^(注42)。この実施要領は、情報自由法制への重要なステップであったが、多くの点で限界があった^(注43)。実施要領の問題点としては、①情報開示のための法的

義務を創出するものではないこと、②政府の省及び議会オンブズマンの管轄権の範囲内の機関にのみ適用されるものであること、③文書の提供義務はないこと、④実施要領の第II部において、15項目にわたる情報提供義務の除外が明記され、除外情報は広範なものとなっていることなどがある。

3. 英国2000年情報自由法の制定過程

(1) ブレア政権の憲法改革プログラム

1997年5月の総選挙で、労働党は、マニフェスト（選挙綱領）に、政治分野では、貴族院改革、庶民院の効率化、地方への権限移譲、ロンドン公選市長の創設、ヨーロッパ人権条約の国内法化などと並んで、情報自由法の制定を掲げた。この労働党が政権についたことにより、情報自由法制定の動きが現実化した。ブレア首相（労働党党首）が進める政治の構造改革は、サッチャー、メージャー両保守党首相が新自由主義（Neo-Liberalism）の旗の下に取り組んできた経済、行政の構造改革の基礎に立ちながらも、「第3の道」（The Third Way）という新しい政治理念の下、その弊害を是正するとともに、英国の政体（Constitution）自体をドラスティック(注45)に変えていこうとするものである。

こうして、ブレア政権の下で政体ないし統治システムに大きな変化をもたらす憲法改革（Constitutional Reform）(注46)プログラムが進められることとなった。その内容は、①ヨーロッパ人権条約の国内法化、②デボリューション（分権・自治）—権限を国民により近いところに委譲しようとするもの、③選挙制度—比例代表制の導入、④議会制度—貴族院改革、⑤公務員制度、⑥情報の自由—情報自由法の制定からなる。これらの改革目標は、提案から約4年半という短期間で、1998年人権法、1997年レファレンダム（スコットランド及びウェールズ）法、1998年スコッ

トランド法、1998年ウェールズ政府法、1998年北アイルランド法、1999年大ロンドン市法、2000年地方政府法、1998年北アイルランド（選挙）法、1999年貴族院法、2000年情報自由法といった一連の法律制定という形で驚異的なスピード(注47)で実現している。

(2) 情報自由法の制定過程

1997年12月に白書『あなたの知る権利』（Your right to know (Cm3818)）が公表された。これは、民営化された公共事業体、公的部門との契約により当該公的部門が職務とするサービスを提供する民間団体とともに、公的部門のすべてを対象とするものであった。(注48)また、非記録情報を含むすべての情報、電子的記録を含むすべての形態の記録が対象とされた。さらに、独立の情報コミッショナーが、開示を義務付ける権限を有するものとされ、政府はコミッショナーの決定を拒否し得ないものとされた。

白書は、除外情報の範囲について、そのすべてを提案するものではなかったが、除外情報とするか否かの基準は、単に特定の利益に害を及ぼすか否かということだけでなく、「重大な害（substantial harm）」を及ぼすか否かということであることを明らかにした。広範な情報公開を意図したこの白書に対しては、550を超える意見が提出された。閣内においても批判が出され、白書の内容が見直されて、1999年5月24日、情報自由法案草案（Draft Freedom of Information Bill）が協議文書の一部として、ストロー（J. Straw）内相により下院で公表された。この草案は、多くの論者から、先の提案の革新性から大幅に後退したとみなされた。(注49)特に、捜査、公的機関による政策決定の背景情報などの分野においては、開示が明確に特定の利益に害を及ぼす危険性を示す必要はなく、包括的に除外されるものであった。情報が開示から除外される場合であっても、公的機関は、これを裁量的に

開示し得るものとされたが、情報コミッショナーは当該機関に対し開示を義務付けることまではできないものとされた。情報コミッショナーの役割は、開示とするか否かに係る公益の考慮を確保することと、公的機関が公益を考慮しなかった場合に当該事案の再考を求めるとのみに限定された。この草案については、公衆の意見聴取も行われ、2,248の意見が提出されたほか、両院の委員会においても予備的審査に付された。

法案草案については、議会両院の委員会から多数の修正勧告がなされ、それらを受けて、政府も一定の修正を行い、1999年11月18日に情報自由法案 (Freedom of Information Bill) が庶民院に提出され、第一読会が行われた。ただし、この法案に対しても、情報公開にかかわる市民団体から、強い失望の念が表明されていた^(注50)。1999年12月7日に第二読会が行われ、12月21日から2000年2月10日までの間に14日間の委員会審査を経て、2000年4月4日・5日に委員会審査報告・第三読会が行われた。貴族院においては2000年4月6日に第一読会、4月20日に第二読会、10月17日から10月25日までの間に4日間の委員会審査が行われ、11月14日に委員会審査報告、11月22日に第三読会が行われた。貴族院議員のほとんどは政府案への支持を表明しなかったため、貴族院での審議は難航したが、法案修正を条件に自由民主党所属の貴族院議員と政府との間で取引が行われた結果、貴族院での通過をみた^(注51)。庶民院に回付された後、11月27日に貴族院修正案の審議と議決がなされ、11月30日に女王の裁可を受け、2000年情報自由法が制定された。

法案に対する修正は両院で行われた。主な修正点は、情報を除外とするか否かを判断する基準である「公益」に係る衡量、一定の公的機関の拒否権である「除外証明書」の新設、決定された政策の背景となる「統計的情報」及び「事

実的情報」の開示、開示決定期限の40日から20日への短縮などである^(注52)。除外情報は、白書においては、①国家安全保障、防衛及び国際関係、②法の執行、③個人のプライバシー、④営業上の秘密、⑤個人、公衆及び環境の安全、⑥秘密を条件として提供された情報、⑦政府における決定及び政策助言過程の7項目であったが、法律では結局23項目になった。

4. 2000年情報自由法の内容

2000年情報自由法 (Freedom of Information Act 2000)^(注53) は、これまでの制定法によらない政府情報のアクセスに関する実施要領に代わるものであり、政府の省、議会、地方公共団体等の公的部門が保有する記録情報に対するアクセス権を創設するものである。この法律の主な特徴は、①法律の定める条件及び除外規定に基づく、情報に対する広く一般的なアクセス権を創設したこと、②除外規定が適用される場合であっても、公益のために裁量的開示が考慮される必要があるとしたこと、③情報の公開が義務付けられたこと、④独立の情報コミッショナー及び情報審判所による執行権限を定めたことである^(注54)。

法律の構成としては、本則は、第I章 公的機関により保有される情報へのアクセス、第II章 除外情報、第III章 主務大臣、大法官及び情報コミッショナーの一般的権限、第IV章 執行、第V章 不服申立て、第VI章 歴史的記録及び国立公文書館又は北アイルランド公文書館収蔵の記録、第VII章 1998年データ保護法の改正、第VIII章 雑則及び補則からなる。ほかに別表1から別表8までで構成される。

2000年情報自由法の内容を、逐条的に概観すると次のとおりである^(注55)。

(1) 公的機関が保有する情報へのアクセス (第I章)

公的機関が情報の請求に応じる義務について規定する。

①公的機関の保有情報にアクセスする権利

請求権者は、何人でもよく、従って国籍要件、居住要件等はない。開示請求の対象は、白書においては「記録又は情報」であり、法案草案でも法案の原案でも、「いかなる形態であれ、記録された情報」とされていたが、庶民院送付案では単に「情報」とされた。

情報請求者は、公的機関が請求に明示された情報を保有しているか否かについて公的機関から書面で通知を受け、公的機関が当該情報を保有しているときは情報提供を受ける権利を有する(1条(1)項)。公的機関は、請求された情報の特定及び所在確認のため追加情報を合理的に必要とし、かつ、情報請求者にその必要性について通知した場合には、追加情報が提供されない限り、第1条(1)項の義務を負わない(同条(3)項)。公的機関が請求された情報を保有しているか否かについて書面で通知する義務は、情報保有の「認否義務」という(同条(6)項)。

公的機関が情報を保有しているか否かに係る情報、又は開示される情報は、請求受理時に保有されている請求対象情報とする。ただし、請求受理時と情報提供時との間に、当該請求受理とかかわりなく行われた修正又は抹消は、これを考慮に入れることができる(同条(4)項)。

②対象機関

情報請求は、「公的機関」に対して行うことができる(1条(1)項)。公的機関とは、別表1に掲げられた団体その他の者、職の保持者又は公所有の会社、主務大臣が命令で指定した者のいずれかである(3条(1)項)。別表1には、政府の省、庶民院、貴族院、北アイルランド議会、ウェールズ議会、地方政府、国民保健サービス(NHS)、教育機関、警察等の広範な機関が掲げられている。また、公的機関のために他者が保有している情報も、公的機関に保有されているものとす

る(3条(2)項)。

さらに、主務大臣は、次の二条件の双方が満たされている場合には、命令により別表1を改正し、対象機関を追加することができる。第一の条件は、国王大権、法律規定又は従位立法により設立されるか、その他の方法で国王の大臣、政府の省又はウェールズ国民議会により設立されていることであり、第二の条件は、団体の場合には、当該団体の全部又は一部が国王、国王の大臣、政府の省又はウェールズ国民議会による任命で組織されており、職の場合には、当該職への任命が、国王、国王の大臣、政府の省又はウェールズ国民議会により行われていることである(4条(1)~(3)項)。この命令を定める前に、主務大臣は、所定の者と協議するものとする(同条(7)項)。追加のための条件が満たされなくなったものは、公的機関たる地位を喪失する(同条(4)項)。存在しなくなったもの又は追加のための条件が満たされなくなったものについては、主務大臣は、命令により別表1から削除することができる(同条(5)項)。

公的機関を指定する追加権限として、主務大臣は、公的性格を有する職務を遂行すると認める者又は公的機関との契約に基づき当該公的機関の職務であるサービスを提供する者を、命令により公的機関に指定することができる(5条(1)項)。この命令は、特定の者又は職等を指定することができる(5条(2)項)。この命令を定める前に、主務大臣は、関係者又はその代表者と協議するものとする(5条(3)項)。なお、公的職務を遂行する私的組織、契約に基づいて公的職務を遂行する組織等をも対象にすることを認めているのは、行政改革の進展により事務事業が省庁の外部に委ねられている状況に対応するものである。

特定の種類の情報に関してのみ別表1に掲げられた公的機関は、その他の情報について、この法律の第I章から第V章までの適用はない

(7条(1)項)。対象機関追加のための別表1の改正命令には、特定の種類の情報のみに関する公的機関を掲げることができる(同条(2)項)。主務大臣は、特定の種類の情報への限定、限定の改廃につき、命令をもって別表1を改正することができる(同条(3)項)。この命令を定める前に、主務大臣は、所定の者と協議するものとする(同条(4)項)。公的性格を有する職務を遂行するため主務大臣が指定した者については、その指定の根拠となった職務の行使と関連のない情報には、この法律の第I章から第V章までの適用はない(同条(5)項)。公的機関との契約に基づき当該公的機関の職務であるサービスを提供する者のサービス提供に関連のない情報も同様である(同条(6)項)。

このように、数多くの機関がこの法律の対象機関として法定されているほか、当該機関の設立・任命の形式又は業務の性格により、この法律の対象となり得るように制度設計がなされている。

③情報の請求方法

情報の請求は、書面により、請求者の氏名及び連絡先住所を記載し、かつ、請求する情報を記載して行われなければならない(8条(1)項)。電子的手段により送付され、判読できる形態で受領され、その後の参照が可能なものは、書面でなされたものとして扱われる(同条(2)項)。

④手数料

手数料の額、上限、計算方法等の詳細については、主務大臣の定める規則に委任されている。

情報の請求を受けた公的機関は、請求者に対し、書面による手数料通知を送付することができる(9条(1)項)。公的機関は、請求者が手数料通知を受領した日から三月以内に手数料を支払わない限り、請求に応じる義務を負わない(同条(2)項)。手数料の額については、主務大臣の定める規則に従い、公的機関が決定しなければならない(同条(3)項)。主務大臣が定める規則には、

一定の場合の手数料の免除、上限及び計算方法を定めることができる(同条(4)項)。

⑤請求に応じるための期限

公的機関は、速やかに、かつ、請求の受理日の翌日から起算して20業務日以内に、請求に応じなければならない(10条(1)項)。手数料通知が請求者に対し行われた日から手数料が収納された日までの間の業務日は、この20業務日に算入しない(同条(2)項)。情報保有の認否義務を排除する公益が情報保有情報を開示する公益に優り書面通知の適用がないとき、除外情報とする公益が情報開示の公益に優り情報提供の適用がないときのいずれかの場合には、公的機関は、合理的な期間内は情報開示の請求に応じる必要はない(同条(3)項)。主務大臣は、規則により、受理日から起算した20業務日を60日未満の日に読み替えるよう定めることができる(同条(4)項)。なお、受理日とは、公的機関が情報の請求を受理した日、公的機関が追加情報の提出の必要性を通知し当該情報を受理した日のいずれかの日をいう(同条(6)項)。

⑥請求に対する公的機関の義務

①で述べたとおり、公的機関は、請求情報を保有しているか否かについて書面で通知し、情報を保有しているときは情報を開示する義務を負う。ただし、いわゆるグローマー拒否^(注56)が広範に認められている。通常のグローマー拒否は、当該情報の存否を教えることが、不開示情報の保護法益を侵害するおそれがある場合に認められるのであるが、この法律の特色は、一定の不開示情報については、情報の存否の開示による支障を問題にすることなく、カテゴリカルにグローマー拒否を認めている点にある^(注57)。

第II章の各除外規定において、ある情報に関し情報保有の認否義務が生じないと規定している場合であって、その規定が絶対的な除外を定めているとき、又はあらゆる事情に照らして情報保有の認否義務を排除する公益が情報を保有

するか否かを開示する公益に優るときは、情報保有の認否義務は生じない（2条(1)項）。また、第II章により除外情報とされる情報に関しては、絶対的な除外情報とされるとき、又はあらゆる事情に照らして除外を維持する公益が情報を開示する公益に優るときは、その限りにおいて情報開示の義務は生じない（同条(2)項）。

絶対的な除外情報とされるのは、除外情報を列挙する第II章のうち、他の方法により請求者がアクセスし得る情報(21条)、安全保障の担当機関により提供された情報又は当該機関に関する情報(23条)、裁判記録等(32条)、議会特権(34条)、公務の効果的遂行に対する侵害(36条)のうち庶民院又は貴族院が保有する情報に関するもの、個人情報(40条)のうち請求者がデータ主体である個人データに当たる場合とデータ保護原則等に違背する場合、秘密を条件として提供された情報(41条)及び開示の禁止(44条)である(2条(3)項)。ここに掲げた除外情報は、絶対的な除外とされるため、公益に係る衡量はなされないことになる。

なお、公的機関は、情報の請求に応じる費用が相当な限度を超えると見積るときは、請求に応じる義務を負わない(12条(1)項)。これは、情報保有の認否義務を免除するものではないが、そのための費用が相当な限度を超えると見積もられるときは、この限りでない(同条(2)項)。主務大臣は、見積り対象費用及び見積り方式について規則を定めることができる(同条(5)項)。この規則においては、単一の者から複数の請求がなされた場合、共同ないし組織的活動で複数の請求が行われる場合は、すべての費用の見積り額を合算することができる(同条(4)項)。

ただし、裁量的開示に関する規定がある。すなわち、公的機関は、請求に応じるための費用が相当な限度額を超えるために開示義務が免除される情報や、法律上義務付けられていない情報を提供する場合には、主務大臣の定める上

限・計算方法に係る規則に従い、その公的機関が決定する手数料を課することができる(13条(1)・(2)項)。

公的機関は、濫用的な請求に対しては請求に応じる義務を負わない(14条(1)項)。反復して行われる同一の請求に対しても同様であるが、合理的な期間が経過しているときはこの限りでない(同条(2)項)。

国立公文書館その他の所管記録機関は、移管された公的記録に含まれる情報等について請求を受理した場合、絶対的除外ではないが情報保有の認否義務が排除されるか又は除外情報とされているときは、当該請求の写しを責任機関に送付するものとする(15条(1)・(2)項)。これに対し、責任機関は、合理的期間内に第66条(3)項又は(4)項による決定^(注58)を、所管記録機関に通知するものとする(同条(3)項)。

公的機関は、請求者に対し、助言及び援助を供与する義務を負う(16条(1)項)。

公的機関は、情報保有の認否義務の排除又は除外情報に該当すると主張するときは、開示決定等の期限内に、請求者に対し、当該事実、当該除外事由及び必要なときは除外の適用理由を通知しなければならない(17条(1)項)。公的機関は、情報保有の認否義務排除の公益が情報保有情報を開示する公益に優る主張、除外維持の公益が情報開示の公益に優る主張をする場合には、その理由を通知しなければならない(同条(3)項)。かかる通知の記述自体が除外情報の開示となる場合は、その限りにおいて、当該記述を行う義務を負わない(同条(4)項)。公的機関は、第12条〔費用が相当限度を超える場合〕又は第14条〔濫用又は反復請求〕により情報請求を拒否する場合にも、その事実を請求者に通知しなければならない(同条(5)項)。ただし、第14条が適用される通知を既に行っており、更に通知することが合理的に認められない場合には、この限りでない(同条(6)項)。

⑦情報開示の方法

請求者が、情報開示の方法として、写しの提供、閲覧、摘要又は要約の提供の一又は二以上の方法を選択することを表明した場合には、公的機関は、合理的に実行可能である限りにおいて、これを実行するものとする(11条(1)項)。これを決定する際に、公的機関は、当該方法の費用を含むあらゆる事情を考慮することができる(同条(2)項)。公的機関は、請求者の選択を合理的に実行し得ないと決定する場合には、その決定理由を請求者に通知するものとする(同条(3)項)。公的機関は、当該状況下において合理的である方法により、請求に応じることができる(同条(4)項)。

⑧情報コミッショナー及び情報審判所

1998年データ保護法に基づくデータ保護コミッショナーの名称を、「情報コミッショナー」に改める(18条(1)項)。同じくデータ保護審判所の名称を、「情報審判所」に改める(18条(2)項)。この法律が可決される日の前日にデータ保護コミッショナーの職にある者が、その日から起算して2年の期間の満了時に引き続き情報コミッショナーの職にある場合には、当該期間満了時をもって退任するものとする(同条(5)項)。ただし、再任を妨げない(同条(6)項)。

なお、情報コミッショナー及び情報審判所の権限等については、第III章から第V章までに規定されている(後掲(3)~(5)を参照)。

⑨公開計画・モデル公開計画

各公的機関は、情報公開に関する情報コミッショナーに承認された公開計画を策定し、これに基づき情報を公開し、適宜公開計画を再検討しなければならない(19条(1)項)。公開計画には、公開又は公開予定の情報の種類、情報の種類ごとの公開方法又は予定公開方法、無料又は有料の別を明記しなければならない(同条(2)項)。公的機関は、公開計画を採用し又は再検討するに当たって、一般公衆のアクセスを認めることに

よる公益、決定の理由を公表することによる公益を考慮するものとする(同条(3)項)。情報コミッショナーは、計画承認の際、指定期間の満了とともに承認が失効すると定めることができる(同条(5)項)。情報コミッショナーは、公開計画案の不承認、公開計画の撤回の場合には、理由を示さなければならない(同条(7)項)。

情報コミッショナーは、特定の種類の公的機関に関するモデル公開計画を、承認することができる(20条(1)項)。該当する公的機関が、モデル公開計画を修正せずに採用する場合には情報コミッショナーの承認を更に得る必要はなく、修正して採用する場合には修正部分に関してのみ情報コミッショナーの承認を必要とする(同条(2)項)。情報コミッショナーは、モデル公開計画承認の期限を定めることができる(同条(3)項)。また、モデル公開計画案の承認拒否、修正の承認拒否、承認の撤回の場合には、その理由を示さなければならない(同条(5)~(7)項)。

(2) 除外情報(第II章)

2000年情報自由法は、第II章において、24か条23項目にわたって、除外情報を列挙している。(1)⑥でも述べたとおり、各除外条項において絶対的な除外とされているものについては、情報保有の認否義務が生じないと規定されている場合には公益に係る衡量を行うことなく当該義務が免除され、また、公益に係る衡量を行うことなく情報開示の義務も免除される。

①他の方法により請求者がアクセスし得る情報
第1条と異なる方法で請求者が合理的にアクセスし得る情報は、除外情報とする(21条(1)項)。有料でのみアクセスし得る場合、また、有料・無料にかかわらず公的機関その他の者が請求に基づいて公衆の一員に対し情報を提供することを法律等により義務付けられている場合には(縦覧による場合を除く。)、請求者が合理的にアクセスし得るものとする(21条

(2)項)。この除外規定は、絶対的な除外とされる。

②将来の公開を予定された情報

情報が将来（確定期日か否かにかかわらず）公開される目的で公的機関に保有され、あらゆる事情に照らして、開示を差し控えることが妥当な情報については、除外情報とする（22条(1)項）。この場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない（同条(2)項）。

③安全保障の担当機関により提供された情報又は当該機関に関する情報

公安局、秘密情報局、政府通信本部、特殊部隊等の機関により直接若しくは間接に提供された情報又はこれらの機関に関する情報は、除外情報とする（23条(1)項）。この場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない（同条(5)項）。国家安全保障の証明書に対する不服申立て（60条）の場合を除き、これらの機関により提供されたこと等についての国王の大臣による証明書は、確定証拠とする（同条(2)項^(註59)）。この除外規定は、絶対的除外とされる。

④国家安全保障

③の除外情報に該当しない情報であって、国家安全保障の目的のために必要とされるものは、除外情報とする（24条(1)項）。この場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない（同条(2)項）。国家安全保障の証明書に対する不服申立て（60条）の場合を除き、国家安全保障のため必要である等として国王の大臣が署名した証明書は、確定証拠とする（同条(3)項）。

⑤防衛

情報開示が、(a)ブリテン諸島若しくは植民地の防衛、(b)国王の軍隊若しくは協力部隊の能力、有効性若しくは安全のいずれかを害し又はそのおそれがある場合には、当該情報は除外情報とする（26条(1)・(2)項）。この場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない（同条(3)項）。

⑥国際関係

情報開示が、(a)連合王国と他の国との関係、(b)連合王国と国際組織若しくは国際裁判所との関係、(c)連合王国の海外利益、(d)連合王国による海外利益の振興若しくは保護のいずれかを害し又はそのおそれがある場合には、当該情報は除外情報とする（27条(1)項）。連合王国以外の国又は国際組織若しくは国際裁判所から得られた秘密情報についても除外情報とする（同条(2)項）。国、組織又は裁判所から得られたいかなる情報も、情報を得たときの条件によって秘密にすべき期間又はその情報が得られた状況から判断して当該国、組織又は裁判所が秘密扱いを期待することが合理的に認められる間は、秘密扱いとする（同条(3)項）。(1)項の事項のいずれかを侵害し又はそのおそれがある場合、連合王国以外の国又は国際組織若しくは国際裁判所から得られた秘密の情報（既に記録されているか否かにかかわらず）の開示を含むものとなる場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない（同条(4)項）。

⑦連合王国内における行政府間関係

情報開示が、連合王国内の政府、スコットランド政府、北アイルランド議会執行委員会、ウェールズ国民議会といった行政府間の関係を害し又はそのおそれがある場合には、当該情報は除外情報とする（28条(1)・(2)項）。この場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない（同条(3)項）。

⑧経済

情報開示が、連合王国若しくはその一部の経済的利益又は連合王国内の行政府の財政的利益を害し又はそのおそれがある場合には、当該情報は除外情報とする（29条(1)項）。この場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない（同条(2)項）。

⑨公的機関による捜査及び訴訟手続

犯罪の告発をすべきか否か若しくは有罪か否かを確認するための捜査、刑事手続の開始決定

に至る可能性がある捜査、又は刑事手続のために保有されていた情報は、除外情報とする（30条(1)項）。同様の捜査、刑事手続、かかる捜査から生じる民事手続等の関連職務のために入手ないし記録された情報、又は機密情報源からの入手に關係する情報は、除外情報とする（同条(2)項）。情報保有の認否義務は、これらの除外情報とされる情報に関しては、生じない(同条(3)項)。

⑩法の執行

⑨で述べた公的機関による捜査及び訴訟手続のために保有する情報に該当しない情報であっても、その開示が、犯罪の防止・捜査、犯罪者の逮捕・訴追、司法の運営、租税・関税その他賦課金の算定徴収、入国管理の業務、刑務所等の拘留施設における安全と秩序の維持等を害し又はそのおそれのあるときは、これを除外情報とする(31条(1)項)。この場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない（同条(3)項）。

⑪裁判記録等

訴訟手続のため、裁判所に提出され又は裁判所の管理の下に置かれた文書、公的機関に対して又は公的機関により送達された文書、裁判所又は裁判所運営スタッフにより作成された文書のいずれかに含まれるという理由に基づいてのみ保有される場合には、除外情報とする（32条(1)項）。公開審問又は仲裁のため、公開審問又は仲裁を行う者の管理の下に置かれた文書、公開審問又は仲裁を行う者により作成された文書のいずれかに含まれるという理由に基づいてのみ保有される場合も、除外情報とする(同条(2)項)。この条により除外情報とされる情報については、情報保有の認否義務は生じない(同条(3)項)。この除外規定は、絶対的な除外とされる。

⑫会計検査機能

会計検査又は経済性、能率若しくは有効性の検査に關係する機能を持つ公的機関(33条(1)項)の職務遂行を害し又はそのおそれのある場合に

は、除外情報とする（同条(2)項）。情報開示が、(1)項の公的機関の職務遂行を害し又はそのおそれのある場合には、その限りにおいて、当該機関について情報保有の認否義務は生じない。

⑬議会特権

議会のいずれか一院の特権の侵害を回避するため必要のある場合には、情報は除外情報とする(34条(1)項)。この必要がある場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない（同条(2)項）。議会両院の特権の侵害を回避するため必要があること等を証明する管轄機関（庶民院議長又は貴族院書記官長）により署名された証明書は、その事実の確定証拠とする（同条(3)・(4)項）。この除外規定は、絶対的な除外とされる。

⑭政府の政策の企画等

政府の省又はウェールズ国民議会により保有される情報は、政府の政策の企画又は立案、大臣間の通信、法務官による助言提供又はその要求、大臣秘書室の運営のいずれかに關係する場合には、除外情報とする(35条(1)項)。政府の政策に関する決定が既に行われている場合、その背景情報として用いられた統計的情報は、政府の政策の企画又は立案、大臣間通信のいずれにも關係するものとはみなさない(同条(2)項)。第35条(1)項により除外情報となる情報については、情報保有の認否義務は生じない(同条(3)項)。政府の政策の企画又は立案の除外情報に関し、情報保有の認否義務と公益の衡量、除外と公益の衡量を行う場合には、背景情報を提供するために用いられた事実的情報の開示における特別の公益が考慮されるべきものとする（同条(4)項）。

⑮公務の効果的遂行に対する侵害

政府の省又はウェールズ国民議会により保有され、⑭で述べた政府の政策の企画等に関する情報に該当しない情報その他の公的機関により保有される情報であっても、国王の大臣、庶民

院議長、貴族院書記官長等の適格者の合理的見解において、情報開示が、国王の大臣の連帯責任に係る習律の維持その他公務の効果的遂行を害し又はそのおそれのある場合には、その限りにおいて、当該情報は除外情報とする(36条(1)・(2)項)。この場合には、当該情報に関し、情報保有の認否義務は生じない(同条(3)項)。議会の一院の保有情報の開示等が公務の効果的遂行を害する等として庶民院議長及び貴族院書記官長により署名された証明書は、その事実の確定証拠とする(同条(7)項)。この除外規定のうち、庶民院又は貴族院が保有する情報に関する限り、絶対的な除外とされる。

⑩王室の通信及び栄典の授与

女王陛下、他の王族若しくは王室との通信又は国王による栄典の授与に関する情報は、除外情報とする(37条(1)項)。この情報に関しては、情報保有の認否の義務は生じない(同条(2)項)。

⑪個人の健康及び安全

情報の開示が、個人の身体的若しくは精神的健康又は個人の安全を危険にさらし、又はそのおそれがある場合には、当該情報は除外情報とする(38条(1)項)。この場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない(同条(2)項)。

⑫環境情報

情報を保有している公的機関が、環境情報に関する規則(第74条の環境情報に関する規則制定権を根拠とするもの)に基づき、情報を公衆に提供することを義務付けられている場合、また、その機関が当該規則に含まれる除外措置がなければ情報提供を義務付けられることとなる場合には、除外情報とする(39条(1)項)。この情報に関しては、情報保有の認否義務は生じない(同条(2)項)。

⑬個人情報

請求者がデータ主体である個人データに当た(註60)る場合には、当該情報は除外情報とする(40条

(1)項)。同様に、次のいずれかの条件を満たす場合には、除外情報とする。第一の条件は、この法律以外の方法で情報開示することが、1998年データ保護法のデータ保護原則や、同法に規定された損害又は苦痛を引き起こすおそれのある処理に対する阻止権に違背するなどの場合であり、第二の条件は、同法に規定されたデータ主体の個人データへのアクセス権から除外される場合である(同条(2)項)。

これらの事由により除外情報となる情報等については、情報保有の認否義務は生じない(同条(5)項)。なお、この法律における「データ保護原則」、「データ主体」、「個人データ」等の文言の意義は、1998年データ保護法と同一とされる(同条(7)項)。データ保護原則等違背の事案においては、(2)項の除外規定は、絶対的な除外とされる。

⑭秘密を条件として提供された情報

公的機関が他の公的機関を含む他者から入手した情報であって、この法律以外の方法による公衆への情報開示が、情報提供者又は他者による提訴可能な守秘義務違反を構成する情報は、除外情報とする(41条(1)項)。この場合における情報保有の認否が、提訴可能な守秘義務違反を構成することとなる場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない(同条(2)項)。この除外規定は、絶対的な除外とされる。

⑮法律専門家の秘匿特権

裁判手続において、法律専門家の秘匿特権又は秘匿情報の主張が支持される情報は、除外情報とする(42条(1)項)。情報開示が、裁判手続において秘匿特権又は秘匿情報であるとの主張が支持される情報の開示を伴う場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない(同条(2)項)。

⑯商業的利益

営業秘密を構成する情報は、除外情報とする(43条(1)項)。情報開示が、何人か(当該情報を

保有している公的機関も含む。)の商業的利益を害し又はそのおそれがある場合には、当該情報は除外情報とする(同条(2)項)。この場合には、その限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない(同条3項)。

②開示の禁止

この法律以外の方法による情報開示が、法律等に基づき禁止される場合、ヨーロッパ共同体の義務に抵触する場合、裁判所侮辱を構成し又は裁判所侮辱罪として可罰的となる場合には、当該情報は除外情報とする(44条(1)項)。情報保有の認否が、これらのいずれかの場合に該当することとなる場合には、情報保有の認否義務は生じない(同条(2)項)。この除外規定は、絶対的除外とされる。

(3) 主務大臣、大法官及び情報コミッショナーの一般的権限(第三章)

①主務大臣による実施要領(公的機関の情報開示の職務遂行関係)の制定

主務大臣は、公的機関が第I章に基づく職務を遂行する上で従うことが望ましいと認める実務について、公的機関に対して指針を示す実施要領を制定するものとし、適宜これを改訂することができるものとする(45条(1)項)。実施要領には、請求者に対する助言及び援助の供与、請求の移送、請求情報の関係者又は情報開示の利害関係者との協議、公的機関の締結契約への情報開示に関する条項、情報請求処理に関する不服取扱手続を含まなければならない(同条(2)項)。実施要領の規定は、公的機関ごとに設けることができる(同条(3)項)。実施要領の制定又は改訂に当たって、主務大臣は、情報コミッショナーと協議するものとする(同条(4)項)。主務大臣は、制定又は改訂された実施要領を各議院に提出するものとする(同条(5)項)。

②大法官による実施要領(公的機関等の記録の保管、管理及び破棄関係)の制定

大法官は、関係機関の記録の保管、管理及び破棄に関する指針を示す実施要領を制定するものとし、適宜これを改訂することができるものとする(46条(1)項)。実施要領の規定は、関係機関ごとに設けることができる(同条(4)項)。実施要領の制定又は改訂に当たって、大法官は、主務大臣、情報コミッショナー等と協議するものとする(同条(5)項)。大法官は、制定又は改訂された実施要領を各議院に提出するものとする(同条(6)項)。

③情報コミッショナーの権限

情報コミッショナーは、公的機関による良好な運用の促進及びこの法律の遵守等に関する権限を有するものとする(47条(1)項)。情報コミッショナーは、この法律の適用、良好な運用等につき、公衆に情報を提供し、助言を与えるものとする(同条(2)項)。情報コミッショナーは、公的機関の同意を得て、当該機関が良好な運用を遂行しているか否かを評価することができる(同条(3)項)。情報コミッショナーは、その提供するサービスに対して、主務大臣の同意を得て決定する金額を徴収することができる(同条(4)項)。

情報コミッショナーは、公的機関の職務遂行が主務大臣及び大法官の定める実施要領を遵守していないと認めるときは、遵守促進措置を明記した「運用勧告」を公的機関に対し行うことができる(48条(1)項)。運用勧告は書面で行うものとし、遵守されていない各規定に言及するものとする(同条(2)項)。

情報コミッショナーは、その権限行使に関する年次報告書を各議院に提出するものとする(49条(1)項)。情報コミッショナーは、適宜、適当と思料する権限に関するその他の報告書を各議院に提出することができる(同条(2)項)。

(4) 執行(第四章)

①情報コミッショナーの裁決を求める審査請求

何人も審査請求人は、情報コミッショナーに対し、情報請求が、第I章に従って取り扱われてきたか否かの裁決を求める申立てをすることができる(50条(1)項)。申立てを受理したとき、情報コミッショナーは、(a)主務大臣の定める実施要領による不服申立手続を経ていない場合、(b)申立てに不当な遅滞がある場合、(c)申立てが不真面目又は濫用に当たる場合、(d)申立てが取下げ又は放棄された場合のいずれかと認められない限り、裁決を行うものとされ(同条(2)項)、何らの裁決もしないこと及びその理由について審査請求人に通知するか、又は裁決通知を審査請求人及び公的機関に送達するものとする(同条(3)項)。情報コミッショナーによって公的機関に懈怠又は不遵守があると裁決されるときは、公的機関が採るべき措置及びその期間を定めて裁決通知を行うものとする(同条(4)項)。裁決通知は、情報審判所への不服申立ての権利の詳細を含むものでなければならない(同条(5)項)。裁決通知における公的機関が採るべき措置の期間は、再審査請求がなされ得る期間の終了以前に満了するものであってはならず、再審査請求がなされたとき、これによって影響を受ける措置は、再審査請求の確定又は取下げまでは採られる必要はない(同条(6)項)。

②情報通知

情報コミッショナーは、審査請求を受理した場合又は第I章若しくは実施要領の遵守の認定を行うため必要な場合、公的機関に対し情報通知を送達し、通知に明記された期間及び形式で、当該機関に対し、その審査請求、第I章の遵守又は実施要領への合致に関する情報の提供を求めることができる(51条(1)項)。

③執行通知

情報コミッショナーは、公的機関が第I章を遵守していないと認めるときは、当該機関に対し執行通知を送達し、通知に明記された期間内に措置を講じることを求めることができる(52

条(1)項)。

④裁決通知又は執行通知遵守義務の例外

政府の省、ウェールズ国民議会及び主務大臣の命令により指定された公的機関については、裁決通知又は執行通知は、発効日から20業務日以内に、その機関に関する国王の大臣等の責任者が、合理的根拠に基づき、当該請求に関し懈怠は無かったとする意見をまとめ、署名した証明書を情報コミッショナーに提出したとき、効力を失うものとする。(53条(1)・(2)項)。責任者が情報コミッショナーに対し証明書を提出した場合、速やかに、議会の各議院、北アイルランド議会又はウェールズ国民議会に証明書の写しを提出しなければならない(同条(3)項)。裁決通知に関し責任者が情報コミッショナーに証明書を提出する場合、速やかに、審査請求人に対しその理由を知らせなければならない(同条(6)項)。

⑤通知遵守の懈怠

公的機関が、裁決通知、情報通知又は執行通知の遵守を怠ったときは、情報コミッショナーは、裁判所に対して書面をもって証明することができる(54条(1)項)。裁判所は、遵守懈怠の証明書が提出されたときは、当該事案を調査し、証人及び抗弁の陳述聴取の後に、裁判所侮辱を犯したものとして、当該機関を取り扱うことができる(同条(3)項)。

(5) 不服申立て(第V章)

①第IV章に基づいて送達された通知に対する不服申立て

裁決通知が送達されたときは、審査請求人又は公的機関は、その通知に対し、情報審判所に不服申立てをすることができる(57条(1)項)。情報コミッショナーにより情報通知又は執行通知を送達された公的機関は、その通知に対し、情報審判所に不服申立てをすることができる(同条(2)項)。

情報審判所は、不服申立ての対象とされた通知が不適法であるか又は情報コミッショナーによる裁量権行使が不当であったと認める場合には、不服申立てを認容し、又は別の通知を発するものとし、その他の場合には、情報審判所は、不服申立てを棄却するものとする（58条(1)項）。情報審判所は、当該通知が基礎とした事実認定を審査することができる（同条(2)項）。

②情報審判所の裁決に対する出訴

情報審判所への不服申立ての当事者は、情報審判所の裁決に対して、法律問題に関し、管轄の裁判所へ出訴することができる（59条）。

③国家安全保障の証明書に対する不服申立て

第23条(2)項又は第24条(3)項に基づく国家安全保障の証明書に対する不服審査については、情報コミッショナー及び請求者が情報審判所に不服申立てを行うことができる（60条(1)項）。情報審判所は、第23条(2)項に基づく証明書に関する不服申立てについて証明書において言及された情報が除外情報とならないと認めるときは、その不服申立てを認容し、当該証明書を破毀することができる（同条(2)項）。情報審判所は、第24条(3)項に基づく証明書に関する不服申立てについて、主務大臣が当該証明書を発するための合理的な根拠を有しないと認めるときは、その不服申立てを認容し、当該証明書を破毀することができる（同条(3)項）。

(6) 歴史的記録及び国立公文書館又は北アイルランド公文書館収蔵の記録（第VI章）

①歴史的記録

記録は、それが作成された年の翌年から起算して30年の期間を満了したときに、歴史的記録となる（62条(1)項）。異なる日に作成された記録が一のファイル等にまとめられている場合において、すべての記録は、最新の記録が作成されたときに作成されたものとして取り扱われる（同条(2)項）。

②除外情報の解除

歴史的記録に含まれる情報は、第28条〔連合王国内行政府間関係〕、第30条第(1)項〔公的機関により実施される捜査及び訴訟手続〕、第32条〔裁判記録等〕、第33条〔会計検査機能〕、第35条〔政府の政策の企画等〕、第36条〔公務の効果的遂行に対する侵害〕、第37条(1)項(a)号〔王室の通信〕、第42条〔法律専門家の秘匿特権〕又は第43条〔商業的利益〕による除外情報とはならない（63条(1)項）。記録が作成された年の翌年から起算して60年の期間を満了した後は、第37条(1)項(b)号〔国王による栄典の授与〕による除外情報とはならない（同条(3)項）。記録が作成された年の翌年から起算して100年の期間を満了した後は、第31条〔法の執行〕による除外情報とはならない（同条(4)項）。

国立公文書館又は北アイルランド公文書館収蔵の歴史的記録に含まれる情報は、第21条〔他の情報によりアクセスし得る情報〕又は第22条〔将来の公開を予定された情報〕による除外情報とはならない（64条(1)項）。国立公文書館又は北アイルランド公文書館収蔵の歴史的記録に含まれる情報で、第23条第(1)項〔安全保障の担当機関の提供情報又は当該機関に関する情報〕に該当するものについては、絶対的除外とはならない（同条(2)項）。

③歴史的記録の裁量的開示の拒否に関する決定

歴史的記録に含まれる情報であって、かつ、絶対的除外ではない除外情報の開示請求を拒否するときは、それに先立ち公的機関は、大法官（又は北アイルランドの大臣）と協議するものとする（65条(1)項）。

(7) 1998年データ保護法の改正（第VII章）

1998年データ保護法第1条の「データ」の定義を改正し、同法第1条(1)項に(e)号を加え、「公的機関によって保有される記録された情報」のすべてに拡張する（68条(1)・(2)項）。この改正は、

同法が、公的機関によって保有される個人情報に対するアクセス権を統制する主たる法律であることを確保するためのものである。^(注63)

1998年データ保護法に第9A条として、公的機関が保有する非体系的個人データの規定を加える(69条(2)項)。また、同法に第33A条として、公的機関が保有する手作業によるデータの規定を加える(70条)。

(8) 雑則及び補則

環境情報に関する規則制定権として、主務大臣は、オーフス条約の情報規定等の実施規則を定めることができる(74条(1)~(3)項)。^(注64)

主務大臣は、情報の開示を禁止する法律規定を、除去又は緩和するため、命令により改廃することができる(75条(1)項)。

情報コミッショナーは、この法律及び1998年データ保護法に基づく等により取得し又は提供を受けた情報が、オンブズマンによる調査の対象となり得る事項に関係すると認めるとき、当該オンブズマンに対し情報を開示することができる(76条(1)項)。

情報請求が行われ、この法律第1条又は1998年データ保護法第7条に基づき請求者が情報を提供される権利を与えられていた場合において、公的機関及びその被用者、公的機関の役員又は公的機関の指示に従う者が、情報の全部又は一部についての公的機関による開示を妨げる目的で、公的機関が保有する記録を改ざんし、汚損し、封鎖し、消去し、損壊し、又は隠匿したときは、有罪とする(77条(1)・(2)項)。

この法律の規定は、公的機関が保有する情報開示の権限を制約するものと解してはならない(78条)。

請求者に対し提供された情報が第三者から公的機関に供与されたものである場合において、その情報に含まれる名誉毀損事項の公表は、悪意をもって行われたことが証明された場合を除

き、免責されるものとする(79条)。

政府の各省は、他の省とは別個の者として取り扱われるが(81条(1)項)、政府の省等は、秘密を条件として提供された情報に関し、他の省から提訴可能な守秘義務違反を構成することになると主張することはできない(同条(2)項)。

この法律に基づき主務大臣が命令又は規則を制定する権限は、委任法規命令によって行使されるものとし、議会の承認等に服する(82条)。

ウェールズの公的機関のうち、ウェールズ国民議会と協議の上、主務大臣の命令により一定のものを除外機関とすることができる(83条)。また、定義規定を置き(84条)、この法律による経費について定める(85条)。

この法律は、規定ごとに段階的に実施され、2005年11月30日までに全面的に施行される(87条(1)~(3)項)。主務大臣は、全面的施行までの間、そのための年次報告書を作成し、各議院にこれを提出する(87条(5)項)。この法律は、「2000年情報自由法」として引用することができるものとし(88条(1)項。略称規定)、北アイルランドにも拡張して適用されるものとする(同条(2)項)。

(9) 別表

別表1は「公的機関」〔第I章 一般、第II章 地方政府、第III章 国民保健サービス、第IV章 公立学校その他の教育機関、第V章 警察、第VI章 他の公的団体及び職：一般、第VII章 他の公的団体及び職：北アイルランド〕として、この法律の対象となる各機関が列挙されている。

別表2は「コミッショナー及び審判所」〔第I章 第18条(1)項及び(2)項から派生する規定、第II章 コミッショナー及び審判所の機能の拡充に関する改正〕、別表3は「立入り及び検査の権限」、別表4は「不服申立手続：1998年データ保護法別表6の改正」、別表5は「公記録法制の改正」〔第I章 1958年公記録法の改正、第II章 1923年(北アイルランド)公記録法の改正〕、別

表6は「1998年データ保護法の追加改正」、別表7は「オンブズマンによる情報開示」、別表8は「削除規定」〔第I章 法律の可決と共に施行する削除規定、第II章 第87条(2)項に従って施行する削除規定、第III章 第87条(3)項に従って施行する削除規定〕である。

5. 法律の施行状況等

(1) 施行期日

2000年情報自由法の施行期日は、第87条に規定されており、条項ごとに3段階で施行されることとされている。

①2000年11月30日に施行された条項

第87条(1)項は、この法律の制定日(2000年11月30日)に施行される規定を列挙している。

具体的には、第3条～8条〔公的機関の定義、公的機関を指定する追加権限、公所有の会社及び法の適用を制限される公的機関の定義、情報の請求の定義〕及び別表1、第19条・20条〔公開計画及びモデル公開計画〕、第47条(2)～(6)項〔情報コミッショナーの職務遂行権限〕、第49条〔情報コミッショナーの報告書の議会提出〕、第74条〔環境情報に関する規則制定権〕、第75条〔情報開示を禁止する法律規定を改廃する権限〕、第78条～85条〔現行情報開示権の留保、名誉毀損、適用・解釈規定、委任立法、定義規定、経費等〕、第87条〔施行期日〕等である。

②2001年1月30日に施行された条項

第87条(2)項は、この法律の制定日から起算して二月の期間の満了時(2001年1月30日)に施行される規定を列挙している。

具体的には、第18条(1)項〔情報コミッショナー〕、第76条〔情報コミッショナーとオンブズマンとの間の情報開示〕等の規定である。これらは、おおむね情報コミッショナーに関するものであり、従前のデータ保護コミッショナーを情報コミッショナーに改めるものである。

③2005年11月30日までに施行される条項

第87条(3)項によれば、同条(1)項及び(2)項に掲げる条項を除き、この法律の制定日から起算して五年の期間の満了時(2005年11月30日)又は主務大臣が命令により指定するこれより前の期日に施行される。この命令においては、目的に応じて異なる施行期日を定めることができるほか、経過規定等を定めることができる。したがって、この法律の核心的な規定である情報の開示請求権及びこれに対する公的機関の義務は、法律の制定から遅くとも5年後に施行されることになる。

施行のための命令としては、情報自由法(第一施行)命令(S.I.2002 No. 1637 (C.56))が2001年4月30日に、情報自由法(第二施行)命令(S.I.2002 No. 2812 (C.86))が、2002年11月12日にそれぞれ制定されている。

(2) 実施予定

当初、政府は、中央省庁を皮切りに、公的機関に対して、2002年春又は夏からほぼ6か月ごとに段階的に施行していく方針を採っていたが、法律上は開示請求権の規定を2005年11月30日まで施行する必要がないため、その後施行を遅らせる方針を示唆した。^(注65)

2000年情報自由法の実施予定は、大法官により、2001年11月13日に発表され、2005年1月に全面施行予定とされた。各公的機関は、次の計画に従って、まず公開計画を策定するものとされた。^(注66)

2002年11月：中央政府(国王訴追局及び重大詐欺事件局を除く。)、議会、ウェールズ国民議会、政府情報へのアクセスに関する実施要領に従う省以外の公的団体

2003年2月：地方政府(警察管理機関を除く。)

2003年6月：警察、警察管理機関、国王訴追局、重大詐欺事件局、軍隊

2003年10月：保健サービス

2004年2月：学校、大学、残余の省以外の
公共団体

2004年6月：残余の公的機関

また、情報コミッショナーは、2001年夏に公開計画に関する協議を実施した。個人の情報アクセス権は、2005年1月にすべての公的機関について実施される。なお、法律の全面的施行までの間、第87条(5)項に基づき、主務大臣が各議院に提出することとされている年次報告書は、^(注67)これまで2001年11月、2002年11月に提出されている。

(3) 命令等の制定状況

2000年情報自由法に基づき、既に従位立法として、次の命令が制定されている。^(注68)

- ・情報自由法（第一施行）命令（S.I.2002 No. 1637（C.56））

法第87条(3)項に基づき制定された命令である。データ保護審判所を情報審判所に改称する規定、情報コミッショナーの任命及び任期、情報審判所の任命、1998年データ保護法の一部改正に関する規定等を2001年5月14日から施行するものである。

- ・情報自由法（第二施行）命令（S.I.2002 No. 2812（C.86））

法第87条(3)項に基づき制定された命令である。大法官が実施要領を制定する規定、情報コミッショナーによる公的機関の良好な運用促進に関する規定、情報コミッショナーによる主務大臣及び大法官の定める実施要領への遵守促進措置を明記した運用勧告に関する規定、公開計画に係る情報コミッショナーによる執行、執行に対する公的機関の不服申立てに関する規定、1958年公記録法及び1998年データ保護法の一部改正に関する規定等を2002年11月30日から施行するものである。また、公開計画に関する公的機関の義務規定に

ついて、団体ごとに2002年11月30日、2003年2月28日及び2003年6月30日から施行するものである。

- ・情報自由（公的機関追加）命令（S.I.2002 No. 2623）

法第4条(1)・(6)項及び第7条(2)項に基く命令で、第4条(7)項に従ってウェールズ国民議会及び北アイルランド首席大臣及び副首席大臣と協議の後、2002年10月17日に制定されたものである。法の別表1第VI章〔他の公的団体及び職：一般〕及び第VII章〔他の公的団体及び職：北アイルランド〕に、対象機関を追加するものであり、2002年11月11日に施行された。

- ・情報自由（ウェールズの除外機関）命令（S.I. 2002 No. 2832）

法第83条(2)項に基づく命令で、第83条(3)項に従ってウェールズ国民議会と協議の後、2002年11月11日に制定されたものである。法の別表1第II章、第III章、第IV章及び第VI章に掲げられたウェールズに関する公的機関のうち地方政府及びその他の団体及び職から一定の機関を除外するもので、2002年11月30日に施行された。

なお、手数料規則草案（Draft Fees Regulations）については、2000年10月に、政府の省その他公的部門の組織に意見を求めるため通知され、順次検討されている。同草案によれば、手数料計算は、規定費用（情報請求に関し当該情報を保有しているか否かを判断し、当該情報を検索し、及び請求内容を実現するための費用）と職務執行費用（情報保有情報の通知及び情報開示費用）とからなるものとされ、手数料の上限は、規定費用の10%と職務執行費用の合計とされる。法第12条(1)項又は(2)項により、請求に応じるための費用が「相当な限度」を超える場合には認否義務及び開示義務が免除されるが、その「相当な限度」は、550ポンド（約10万3,500

(注70)とされている。なお、法第13条(1)項により、費用が相当な限度を超える場合であっても開示を行うときの手数料は、(a)最初の550ポンドについて10%、(b)550ポンドを超える分についてはその額、(c)職務執行費用の合計を上限とする。

このほか、情報審判所規則については、審判所に関する審議会が協議を終了し、2002年11月1日に議会に提出された。

環境情報規則に関しては、まず、欧州委員会からオーフス条約を実施するための EC 指令草案が2000年7月に提案され、環境・食糧・地域省(DEFRA)が新しい環境情報規則及び指令草案について、2000年10月から協議を開始し2002年10月に終了した。法第74条に基づく環境情報規則も EC 指令草案と同様の情報アクセス権及び公的機関の情報提供手続を定めるが、完全に重なるものではない。環境情報規則の詳細については、欧州連合の交渉の経過による指令の採択を待つ必要があると見られている。

(4) 実施要領の制定状況

法第45条は、主務大臣は、公的機関が情報開示の職務遂行上の実施要領を制定し適宜改訂することができるものとする^(注71)と定める。この実施要領の草案は、政府各省その他公的部門の組織の意見を求めるため通知され、さらに情報コミッショナー等との協議が行われ、2002年11月20日に議会に提出された。

また、法第46条は、大法官は、関係機関の記録の保管・管理及び破棄に関する実施要領を制定し改正することができるものとする^(注72)と定める。この実施要領の草案は、政府各省と協議し国立公文書館によって作成された。2000年に実施された協議で広く公的部門から提出された意見を反映して最終案が作成され、2002年11月20日に議会に提出された。

(5) 情報開示を禁止する法制の見直し

法第75条に基づき、主務大臣は、情報の開示を禁止する法律規定を除去又は緩和するため、命令により改廃することができる(ただし、法第82条(1)項により各議院の決議による承認が必要)。2002年5月に項目数を特定した暫定報告書が公表され、2002年11月に改訂され合計381項目が特定されている。これらの改廃は、おおむね2005年の全面施行に続いて行われる見込みである。

おわりに

英国では、ブレア労働党政権の下で、情報自由法が制定され、その全面的施行の途上にある。情報自由法の制定は、欧米主要国の中で比べるとようやく制定されたという感が否めないが、前述のように、2000年情報自由法は、英国の政治システムに大きなインパクトを与え得るものである。

しかし、制定された法律の評価としては、多くの機関を対象機関とするが、除外情報も多いものであるとされる^(注71)。さらに、この法律は、「情報の自由」というより、「開かれた政府」を体现するものであり、あらゆる期待に込めているのではないとの批判がある^(注72)。その理由としては、第一に、白書で政府が示したような情報公開に積極的なものではないということがある。第二に、情報の内容にかかわらず、特定の分類に属するという^(注72)ことで開示義務から除外される情報があるということがある。ただし、この点については、貴族院における自由民主党の法案修正によって、ある程度は解消され、公的機関が非開示とする場合には、非開示の公益が開示する公益よりも優るとい^(注72)う根拠に基づき、これを正当化しなければならないこととされた。修正により追加された第2条により、絶対的除外でない場合には、開示されるべき多くの情報が留保されることはないであろうと考えられてい

る。

これと関連して、情報コミッショナー及び情報審判所の役割が重要となる。しかし、第53条は、限定的であるが、情報コミッショナーから政府各省等に送付された「裁決通知」(50条)又は「執行通知」(52条)を大臣等が証明書によって覆すことを認める。これは、政府閣僚が開示に関する公益について最終決定する場合には、極めてセンシティブな問題を扱う場合もあり得るという政府の考えを反映するものであり、この点にも議論がある。

このほか、秘密を条件に提供された情報が絶対的除外となることや、白書が原則として「重大な害 (substantial harm)」を及ぼす場合に除外情報とするとしていたのに対し、結局「害する (prejudice)」として不利益を及ぼす場合におおむね除外情報となるとされたため、除外の援用が容易になったことなどにも批判がある。

憲法改革プログラムの実行段階の中で、これらの批判にどう応え、実効的な制度としていくのか、法律の全面的施行に至るための準備状況、更には施行後の法律の運用動向が引き続き注目されるところである。

(注)

- (1) ダイシー (伊藤正巳・田島裕訳)『憲法序説』学陽書房, 1983, pp.39-40.
- (2) 岡田章宏「総論：ブレア改革の「歴史的」文脈」『比較法研究』61号, 1999, p.90.
- (3) スイスの法律家で英国憲法の研究者であったド・ロルム (J. L. de Lolme) によるこの記述をダイシーは『憲法序説』の中で引用した。
- (4) 元山健「イギリス統治状況の変容と憲法学」『憲法問題』13号, 2002, p.102.
- (5) 同上.
- (6) 境勉「ブレア首相の憲法改革－変わりゆく英国(7)」『自治研究』77巻5号, 2001. 5, p.122.
- (7) K. D. Ewing 「ニュー・レイバーとイギリス憲法の新たな試練」『イギリス憲法概説』法律文化社, 1999, p.100-101.
- (8) Arend Lijphart, *Patterns of Democracy, Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries* (New Haven: Yale University Press, 1999), pp.9-21. また、高見勝利「デモクラシーの諸形態」『岩波講座 現代の法 3 政治過程と法』岩波書店, 1997を参照。
- (9) サッチャー政府の大法官を務めたヘイルシャム (Lord Hailsham) によって労働党批判のために用いられ著名となった言説。
- (10) Lijphart, *op cit.*, p.21. なお、単純小選挙区制から小選挙区比例代表併用制への移行を内容とする選挙制度改革は1993年に行われた。
- (11) Patrick Birkinshaw and Alan Parkin, 'Freedom of Information', in Robert Blackburn & Raymond Plant (ed.), *Constitutional Reform, The Labour Government's Constitutional Reform Agenda* (London: Longman, 1999), pp.176-177.
- (12) 大山礼子「政治改革モデルとしての「イギリス型議院内閣制」への疑問」『北大法学論集』52巻6号, 2002. 2, p.1989.
- (13) オーストラリアにおける情報自由法の導入論議については、角替晃「オーストラリア情報自由法における「終結的認定書」－ウェストミンスター型の統治システムと情報公開法制」『法律時報』69巻4号, 1997. 4及び同「オーストラリア情報自由法概観－ウェストミンスター型の統治システムと情報公開法制(1)～(4)」『自治研究』70巻6号・9号・12号、71巻2号, 1994.6・9・12、1995.2を参照。
- (14) 元山, 前掲論文, p.101.
- (15) Rodney Austin, 'Freedom of Information: The Constitutional Impact', in Jeffrey Jowell & Dawn Oliver (ed.), *The Changing Constitution*, 4th ed. (Oxford: Oxford University Press, 2000), p.322.
- (16) *Ibid.*, p.321.
- (17) *Ibid.*, p.326.
- (18) *Ibid.*, p.324.

- (19) 小早川光郎編『情報公開法—その理念と構造』ぎょうせい, 1999, p.27.
- (20) 1822年 8 月 4 日に James Madison が W. T. Barry に宛てた手紙の中の言葉とされる。
- (21) Michael Supperstone & Timothy Pitt-Payne, *The Freedom of Information Act 2000* (London: Butterworths, 2001), p.v.
- (22) 塩野宏「情報公開法とその運用上の課題」『季刊行政学』85号, 1999. 3, p.43.
- (23) 宇賀克也『情報公開法・情報公開条例』有斐閣, 2001, p.107.
- (24) 安藤高行『情報公開・地方オンブズマンの研究』法律文化社, 1994年, pp.21-62を参照。
- (25) Des Wilson, '1984... and onwards? The level and effects of secrecy in Britain today', in Des Wilson (ed.), *The Secrets File, The Case for freedom of information in Britain today* (London: Heinemann Educational Books, 1984), p.11.
- (26) *Ibid.*, p.2.
- (27) 高橋徳太郎「イギリス政界と情報公開」『レファレンス』401号, 1984. 6を参照。また、その他の法案について、畑雅弘「英国における「情報の自由」—政府情報公開問題の動向について—」『法政論叢』27巻, 1991を参照。
- (28) A. W. Bradley and K. D. Ewing, *Constitutional and Administrative Law*, 13th ed. (London: Longman, 2003), p.594.
- (29) 安藤, 前掲書, pp.63-79を参照。
- (30) 田島泰彦「情報公開法制定に向かうイギリス—政府の「知る権利」白書をめぐって—」『法学セミナー』520号, 1998. 4, p.18.
- (31) 安藤, 前掲書, pp.3-13を参照。
- (32) The Local Authorities (Executive Arrangements) (Access to Information) (England) Regulations 2000.
- (33) 山田洋『ドイツ環境行政法と欧州』, 信山社, 1998, p.36. なお、1993年12月に制度化された EU の機関の文書の一般的な公開については、田島泰彦「EU の情報公開制度—理事会と委員会の文書へのアクセス—」『法律時報』70巻 6 号, 1998. 5、中村民雄「EU 諸機関の情報公開制度の発展：1990～1998」『成蹊法学』49巻, 1999. 3、福田耕治「EU 行政の情報化と情報公開・個人情報保護の制度化」『同志社法学』48巻 1号, 1996. 5を参照。
- (34) Council Directive of 7 June 1990 on the freedom of access to information on the environment, *Official Journal of the European Communities, Legislation*, L158, Volume 33, 23 June 1990.
- (35) 藤原静雄『情報公開法制』弘文堂, 1998, p.229.
- (36) ドイツは、EC 環境情報公開指令を受けて、1994年に環境情報公開法を制定した。
- (37) 藤原, 前掲書, p.229.
- (38) The Environmental Information Regulations 1992 (S.I.1992 No. 3240).
- (39) The Environmental Information (Amendment) Regulations 1998 (S.I.1998 No. 1447), Explanatory Note, p.2.
- (40) 行政改革委員会事務局監修『情報公開法要綱案(中間報告) 行政改革委員会行政情報公開部会』第一法規出版, 1996, pp.495-500.
- (41) National Health Service (国民保健サービス)
- (42) 行政監察議会コミッショナー (The Parliamentary Commissioner for Administration) の通称。1967年議会コミッショナー法 (Parliamentary Commissioner Act 1967) により設置されたもので、国民は、中央政府による不適正な行政に由来する苦情を下院議員を通じて議会オンブズマンに申し立てる。
- (43) Code of Practice on Access to Government Information, Second Edition 1997. See Code of Practice on Access to Government Information, Monitoring Report for 2001, August 2002.
- (44) Supperstone & Pitt-Payne, *op cit.*, p.5.
- (45) 境勉「ブレア首相の憲法改革—変わりゆく英国(3)」『自治研究』76巻 1 号, 2000. 1, p.107. なお、周知のとおり英国は統一的な憲法典を有しないが、議会制定法、判例法、憲法習律及び権威ある著作から憲法

- が構成されるとされる。
- (46) See Blackburn and Plant (ed.), *op cit.*
- (47) 齋藤憲司「英国」『諸外国の憲法事情』国立国会図書館, 2001. 4, pp.41-52.
- (48) Supperstone & Pitt-Payne, *op cit.*, p.6.
- (49) *Ibid.* 草案の内容については、宇賀克也「イギリスの情報公開法草案」『ジュリスト』1159号, 1999. 7. 1を参照。なお、この草案に先立ち、1998年には、労働党の Andrew Mackinlay 下院議員により、さらに保守党の Lord Lucas of Crudwell 上院議員により、情報自由法案がそれぞれ議員立法で提出されるという動きがあった。
- (50) 宇賀, 前掲書, p.124.
- (51) 齋藤憲司「2000年情報自由法」『ジュリスト』1195号, 2001. 3. 1, p.97.
- (52) 齋藤, 同上.
- (53) 法律の正式な題名は、「公的機関又は公的機関のためにサービスを提供する者が保有する情報の開示規定の制定、1998年データ保護法及び1958年公記録法の改正、並びに関連の目的のための法律」である。
- (54) Office for National Statistics, *UK 2003, The Official Yearbook of Great Britain and Northern Ireland* (London: HMSO, 2002), p.56.
- (55) See Explanatory Notes to Freedom of Information Act 2000. なお、日本語で紹介したものとして、宇賀, 前掲書所収「イギリスの情報公開法」を参照。
- (56) グローマーとは、アメリカで最初に存否応答拒否が判例で認められた事件で問題となった探索船グローマー・エクスプローラー号のことであり、裁判所は、その使用目的に関して中央情報局 (CIA) が国の安全を理由に文書の存否自体について肯定も否定もしないことを許した。
- (57) 宇賀, 前掲書, pp.111-112. 宇賀教授は、前者を「一般グローマー拒否」、後者を「特別グローマー拒否」として整理している。
- (58) 第66条(3)項による決定…情報保有の認否義務の排除の公益が情報保有情報を開示する公益に優り、書面通知の適用がないとの決定。第66条(4)項による決
- 定…除外情報とする公益が情報開示の公益に優り、情報開示の適用がないとの決定。
- (59) 大臣による除外の証明書に関して、オーストラリア情報自由法におけるその意義につき、角替, 前掲二論文を参照。
- (60) データ主体とは、個人データの主体である個人をいう (1998年データ保護法第1条(1)項)。データ主体は、個人データにアクセスする権利を有する。
- (61) 1998年データ保護法では、8項目のデータ保護原則を規定する。
- (62) 大法官 (Lord Chancellor)。所管官庁は、当初内務省 (Home Office) とされていたが、2001年6月8日に、同省所管の情報の自由、データ保護、人権など憲法改革に係る責任が大法官省 (Lord Chancellor's Department) に移管された。See the Transfer of Functions (Miscellaneous) Order 2001 (S.I. 2001 No. 3500).
- (63) Supperstone & Pitt-Payne, *op cit.*, p.7.
- (64) UNECE (国連ヨーロッパ経済委員会) の「環境問題における情報アクセス、意思決定への公衆の参加及び司法へのアクセスに関する条約」(Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-making and Access to Justice in Environmental Matters)。この条約は、1998年6月25日にデンマークのオーフス (Aarhus) で採択され、英国は同日に署名した。
- (65) 宇賀克也「イギリス情報公開法の施行準備状況」『季報情報公開』4号, 2002. 3, pp.50-53を参照。
- (66) The Information Commissioner, *Lord Chancellor's Implementation Timetable-Dec 01*, <<http://www.dataprotection.gov.uk/dpr/foi.nsf>> (Last access 2003.3.20)
- (67) Lord Chancellor, *Freedom of Information, Annual report on bringing fully into force those provisions of the Freedom of Information Act 2000 which are not yet fully in force.*
- (68) The Lord Chancellor's Department, *Secondary Legislation under the Freedom of Information*

Act, <<http://www.lcd.gov.uk/foi/secleg.htm>>
(Last access 2003.3.20). 2003年1月7日現在の状
況である。

(69) 議会への提出は、2002年10月21日。

(70) 日本円への換算は、International Monetary
Fund, *International Financial Statistics*, April 2003

所収の2002年対米ドル年間平均相場に基づき、1ポ
ンド=188.24円として行った。

(71) Bradley and Ewing, *op cit.*, p.284.

(72) *Ibid.*, pp.285-286.

(たなか よしひこ・政治議会課)

2000年情報自由法（2000年法律第36号）
Freedom of Information Act 2000（2000 Chapter 36）

調査及び立法考査局英米法研究会*訳
藤田 初太郎 監訳

目次

第 I 章 公的機関が保有する情報へのアクセス

情報への権利

- 第 1 条 公的機関が保有する情報にアクセスする一般的権利
- 第 2 条 第 II 章における除外の効果
- 第 3 条 公的機関
- 第 4 条 別表 1 の改正
- 第 5 条 公的機関を指定する追加権限
- 第 6 条 公所有の会社
- 第 7 条 法律の適用を制限される公的機関
- 第 8 条 情報の請求
- 第 9 条 手数料
- 第 10 条 請求に応じるための期限
- 第 11 条 情報提供の方法
- 第 12 条 請求に応じるための費用が相当な限度を超える場合の免除
- 第 13 条 請求に応じるための費用が相当な限度を超える場合の開示についての手数料
- 第 14 条 濫用的な又は反復して行われる請求
- 第 15 条 国立公文書館その他に移管された公的記録に関する特別規定
- 第 16 条 助言及び援助供与の義務

請求の拒否

- 第 17 条 請求の拒否

情報コミッショナー及び情報審判所

- 第 18 条 情報コミッショナー及び情報審判所

公開計画

- 第 19 条 公開計画
- 第 20 条 モデル公開計画

第 II 章 除外情報

- 第 21 条 他の方法により請求者がアクセスし得る情報
- 第 22 条 将来の公開を予定された情報
- 第 23 条 安全保障を扱う機関によって提供される、又はこれらの機関に関する情報
- 第 24 条 国家安全保障
- 第 25 条 第 23 条及び第 24 条に基づく証明書—補足条項
- 第 26 条 防衛
- 第 27 条 国際的關係
- 第 28 条 連合王国内における関係
- 第 29 条 経済
- 第 30 条 公的機関により実施される捜査及び訴訟手続
- 第 31 条 法の執行
- 第 32 条 裁判記録等
- 第 33 条 会計検査機能
- 第 34 条 議会特権
- 第 35 条 政府の政策の企画等
- 第 36 条 公務の効果的遂行に対する侵害
- 第 37 条 女王陛下その他との通信及び栄典
- 第 38 条 健康及び安全
- 第 39 条 環境情報
- 第 40 条 個人情報
- 第 41 条 秘密を条件として提供された情報

| | |
|--|--|
| 第42条 法律専門家の秘匿特権 | する決定 |
| 第43条 商業的利益 | 第67条 公記録法の改正 |
| 第44条 開示の禁止 | 第VII章 1998年データ保護法の改正 |
| 第III章 主務大臣、大法官及び情報コミッ シヨナーの一般的権限 | 公的機関によって保有される個人情報に関 する改正 |
| 第45条 主務大臣による実施要領の制定 | 第68条 「データ」の意義の拡張 |
| 第46条 大法官による実施要領の制定 | 第69条 公的機関が保有する非体系的個 人データへのアクセス権 |
| 第47条 コミッシヨナーの一般的権限 | 第70条 公的機関が保有する特定の手作 業によるデータに適用される除 外規定 |
| 第48条 良好な運用に関する勧告 | 第71条 1998年データ保護法第III章に基 づく登録すべき項目 |
| 第49条 議会に提出する報告書 | 第72条 法律に基づく情報の入手で適用 除外の目的のために無視される もの |
| 第IV章 執行 | その他の改正 |
| 第50条 コミッシヨナーによる裁決を求 める審査請求 | 第73条 1998年データ保護法のその他の 改正 |
| 第51条 情報通知 | 第VIII章 雑則及び附則 |
| 第52条 執行通知 | 第74条 環境情報に関する規定の制定に 関する権限 |
| 第53条 裁決通知又は執行通知遵守義務 の例外 | 第75条 情報の開示を禁止する法律規定 を改正し、又は廃止する権限 |
| 第54条 通知の遵守の懈怠 | 第76条 コミッシヨナーとオンブズマン との間の情報開示 |
| 第55条 立入り及び検査の権限 | 第77条 開示を妨害する目的で記録を改 ざんする等の罪 |
| 第56条 公的機関に対する訴訟の排除 | 第78条 現行権限のための留保 |
| 第V章 不服申立て | 第79条 名誉毀損 |
| 第57条 第IV章に基づいて送達された通 知に対する不服申立て | 第80条 スコットランド |
| 第58条 不服申立ての裁決 | 第81条 政府の省等への適用 |
| 第59条 審判所の裁決に対する出訴 | 第82条 命令及び規則 |
| 第60条 国家安全保障の証明書に対する 不服申立て | 第83条 「ウェールズの公的機関」の意 味 |
| 第61条 不服申立手続 | 第84条 解釈 |
| 第VI章 歴史的記録及び国立公文書館又は北 アイルランド公文書館収蔵の記録 | 第85条 費用 |
| 第62条 第VI章の解釈 | 第86条 削除規定 |
| 第63条 除外扱いの解除—歴史的記録— 一般 | |
| 第64条 除外扱いの解除—公文書館収蔵 の記録 | |
| 第65条 歴史的記録の裁量的開示の拒否 に関する決定 | |
| 第66条 特定の移管された公的記録に関 | |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 第87条 施行期日 | |
| 第88条 略称及び適用範囲 | |
| 別表 | |
| 別表1 一 公的機関 | |
| 第I章 一 一般 | |
| 第II章 一 地方政府 | |
| 第III章 一 国民保健サービス | |
| 第IV章 一 公立学校及び他の教育機関 | |
| 第V章 一 警察 | |
| 第VI章 一 他の公的団体及び職：一般 | |
| 第VII章 一 他の公的団体及び職：北アイルランド | |
| 別表2 一 コミッショナー及び審判所 | |
| 第I章 一 第18条(1)項及び(2)項から派生する規定 | |
| 第II章 一 コミッショナー及び審判所の機能の拡充に関連する改正 | |
| 別表3 一 立入り及び検査の権限 | |
| 別表4 一 不服申立手続：1998年データ保護法別表6の改正 | |
| 別表5 一 公記録法の改正 | |
| 第I章 一 1958年公記録法の改正 | |
| 第II章 一 1923年（北アイルランド）公記録法の改正 | |
| 別表6 一 1998年データ保護法の追加改正 | |
| 別表7 一 オンブズマンによる情報の開示 | |
| 別表8 一 削除規定 | |
| 第I章 一 法律の可決と共に施行する削除規定 | |
| 第II章 一 第87条(2)項に従って施行する削除規定 | |
| 第III章 一 第87条(3)項に従って施行する削除規定 | |
| 公的機関又は公的機関のためにサービスを提供する者が保有する情報の開示規定 | |

の制定、1998年データ保護法及び1958年公記録法の改正、並びに関連の目的のための法律

[2000年11月30日裁可]

この議会に参集した聖職貴族及び世俗貴族並びに庶民院議員の助言と承認により、かつ、この議会の権威により、女王陛下により次のように制定される。

第I章 公的機関が保有する情報へのアクセス

情報への権利

(公的機関が保有する情報にアクセスする一般的権利)

第1条 (1) 公的機関に対し情報を請求する者は、次に掲げる権利を有する。

(a) 公的機関が請求に明示された情報を保有しているか否かについて、その公的機関から書面で通知を受けること。

(b) 公的機関が当該情報を保有しているときは、その情報の提供を受けること。

(2) (1)項の規定は、この条の以下の規定並びに第2条、第9条、第12条及び第14条の規定に従うことを条件として、効力を有する。

(3) 公的機関は、次の場合には、追加の情報が提供されない限り、(1)項の規定に従う義務を負わない。

(a) 請求された情報の特定及び所在確認のため、追加の情報を合理的に必要とし、かつ

(b) 情報請求者にその必要性について通知した場合

(4) 次のいずれかに該当する情報は、請求が受理された時に保有されている請求対象情報とする。

(a) 請求者が(1)項(a)号の規定に基づき通知を受けられる情報

(b) (1)項(b)号の規定に基づき提供される情報

ただし、請求が受理された時と情報が(1)項(b)号の規定に基づき提供される時との間に行われた修正又は抹消については、当該請求の受理にかかわらず行われた修正又は抹消であるときは、これを考慮に入れることができる。

- (5) 公的機関は、いかなる情報に関しても、(1)項(b)号の規定に従いその情報を請求者に提供したときは、(1)項(a)号の規定に従ったものとみなされる。
- (6) この法律において、(1)項(a)号の規定に従う公的機関の義務は、「情報保有の認否義務(the duty to confirm or deny)」という。

(第II章における除外の効果)

第2条 (1) 第II章において、ある情報に関し情報保有の認否義務が生じないと規定している場合、その規定は、次のいずれかの場合には、第1条(1)項(a)号の規定は適用されない、という効果を有する。

- (a) その規定が絶対的な除外を定めている場合
- (b) 事案のあらゆる状況に照らして、情報保有の認否義務の排除を維持する公益が、公的機関が情報を保有するか否かを開示する公益に優る場合
- (2) 第II章の規定の定めるところにより除外情報とされる情報に関しては、次に掲げるいずれかの場合又はその限りにおいて、第1条(1)項(b)号の規定は適用されない。
- (a) その情報が、絶対的な除外を定める規定により、除外情報とされる場合
- (b) 事案のあらゆる状況に照らして、除外を維持する公益が情報を開示する公益に優る場合
- (3) この条の目的上、第II章の次の規定(かつ、それらの規定に限る。)は、絶対的な除外を定めるものとみなされる。

- (a) 第21条
- (b) 第23条
- (c) 第32条
- (d) 第34条
- (e) 庶民院又は貴族院が保有する情報に関する限りにおいて、第36条
- (f) 第40条中、次の各項
- (i) (1)項
- (ii) (2)項にいう第一の条件が同条(3)項(a)号(i)又は(b)号の規定の定めるところにより満たされている事案に関する限りにおいて、(2)項
- (g) 第41条
- (h) 第44条

(公的機関)

第3条 (1) この法律において、「公的機関(public authority)」とは、次の者をいう。

- (a) 第4条(4)項に従うことを条件として、次のいずれかに該当する団体、その他の者又は職の保有者
- (i) 別表1に掲げられた者
- (ii) 第5条に基づく命令により指定された者
- (b) 第6条で定義された公所有の会社
- (2) この法律の目的上、情報は、次のいずれかの場合には、公的機関に保有されているものとする。
- (a) 他の者のために保有される場合を除き、公的機関により保有されている場合
- (b) 公的機関のために、他の者により保有されている場合

(別表1の改正)

第4条 (1) 主務大臣は、団体又は職の保有者が(これらの者のいずれの場合であっても)、その時点において別表1に掲げられておらず、かつ、次の二項に定める第一及び第二の

- 条件の双方が満たされている場合には、命令により、これらの者に関する言及を付け加えることにより、別表1を改正することができる。
- (2) 第一の条件とは、団体又は職が、次の各号のいずれかに該当することをいう。
- (a) 国王の大権により又は法律規定若しくは従位立法により、設立されていること。
- (b) 大臣の資格における国王の大臣、政府の省又はウェールズ国民議会により、前項以外の方法で設立されていること。
- (3) 第二の条件とは、次の各号のいずれかに該当することをいう。
- (a) 団体の場合においては、当該団体が、全部又は部分的に、国王、国王の大臣、政府の省又はウェールズ国民議会による任命により組織されている場合
- (b) 職の場合においては、当該職への任命が、国王、国王の大臣、政府の省又はウェールズ国民議会により行われている場合
- (4) 前二項に定める第一又は第二の条件のいずれかが、別表1の第VI章又は第VII章に掲げられた団体又は職について満たされなくなった場合には、その団体又は職の保有者は、別表への記載に基づく公的機関たる地位を失うものとする。
- (5) 主務大臣は、命令により、次の各号のいずれかに該当する団体又は職に関する記載を別表1の第VI章又は第VII章から削除することにより、別表1を改正することができる。
- (a) 存在しなくなったもの
- (b) 上記の第一又は第二の条件が満たされなくなったもの
- (6) (1)項に基づく命令は、特定の者若しくは職又は特定の記述に該当する者若しくは職を指し示すことにより行うことができる。
- (7) (1)項に基づく命令を定める前に、主務大臣は、次の者と協議するものとする。

- (a) 別表1の第II章、第III章、第IV章又は第VI章に、次のいずれかの者への言及を付け加える命令の場合にあっては、ウェールズ国民議会
- (i) 専ら若しくは主としてウェールズにおいて、又はウェールズに関して、その職務が行使される団体
- (ii) 専ら若しくは主としてウェールズにおいて、又はウェールズに関して、その職務が行使される職の保有者
- (b) その命令が発せられた場合に北アイルランドの公的機関となることとなる団体又は職の保有者に関する命令の場合にあっては、北アイルランド首席大臣及び副首席大臣
- (8) この条は、第80条に従うことを条件として、効力を有する。
- (9) この条においては、「国王の大臣 (Minister of the Crown)」には、北アイルランドの大臣を含む。

(公的機関を指定する追加権限)

- 第5条** (1) 主務大臣は、別表1に掲げられておらず、また、第4条(1)項に基づく命令により別表1に加えることができない者のうち、次のいずれかに該当する者を、この法律の目的上、命令により、公的機関に指定することができる。
- (a) 公的性格を有する職務を遂行するものと主務大臣が認める者
- (b) 公的機関との契約に基づき、その公的機関が提供を職務とするサービスを提供する者
- (2) この条に基づく命令は、特定の者若しくは職又は特定の種類に該当する者若しくは職を指定することにより定めることができる。
- (3) 主務大臣は、この条に基づく命令を定める前に、その命令に関係するあらゆる者又は主

務大臣がこれらの者の代表として認める者と協議するものとする。

- (4) この条は、第80条に従うことを条件として、効力を有する。

(公所有の会社)

第6条 (1) 第3条(1)項(b)号の目的上、次のいずれかに該当する会社は、「公所有の会社 (publicly-owned company)」とする。

- (a) 国王により完全に所有される会社
 - (b) 次の各号のいずれかに該当するものを除く別表1に掲げられた公的機関により完全に所有される会社
 - (i) 政府の省
 - (ii) 特定の情報に関してのみ同別表に掲げられた機関
- (2) この条の目的上、次のように定める。
- (a) 次の各号に該当する場合、その会社は、国王により完全に所有される会社とする。
 - (i) 国王の大臣、政府の省又は国王により完全に所有される会社以外の構成員を有しない場合
 - (ii) 国王の大臣、政府の省又は国王により完全に所有される会社のために行為する者以外の構成員を有しない場合
 - (b) 次の各号に該当する場合、その会社は、政府の省以外の公的機関により完全に所有される会社とする。
 - (i) 公的機関又は当該公的機関により完全に所有される会社以外の構成員を有しない場合
 - (ii) 公的機関又は当該公的機関により完全に所有される会社のために行為する者以外の構成員を有しない場合
- (3) この条においては、次のように定める。
- 「会社 (company)」には、法人団体を含む。
- 「国王の大臣 (Minister of the Crown)」には、北アイルランドの大臣を含む。

(法律の適用を制限される公的機関)

第7条 (1) 別表1に掲げられた公的機関が特定の種類の情報に関連してのみ同別表に掲げられている場合には、この法律の第I章から第V章までのいかなる規定も、当該公的機関が保有するその他の情報に対しては適用されない。

- (2) 第4条(1)項に基づく命令は、別表1の記載を追加するに当たり、特定の種類の情報に関連してのみ公的機関を掲げることができる。
- (3) 主務大臣は、次の各号のいずれかにより、命令をもって別表1を改正することができる。
 - (a) 公的機関に関する別表への記載に際し、特定の種類の情報に限定すること。
 - (b) 現に別表に記載されている特定の種類の情報への限定を削除又は改訂すること。
- (4) 主務大臣は、(3)項に基づく命令を定める前に、次の者と協議するものとする。
 - (a) その命令がウェールズ国民議会又はウェールズの公的機関に関するものであるときは、ウェールズ国民議会
 - (b) その命令が北アイルランド議会に関するものであるときは、同議会の議長
 - (c) その命令が北アイルランドの省又は北アイルランドの公的機関に関するものであるときは、北アイルランドの首席大臣及び副首席大臣
- (5) 第5条(1)項(a)号に基づく命令は、その命令により指定される公的機関の職務で、指定の根拠となったものを明記しなければならない。この法律の第I章から第V章までのいかなる規定も、当該公的機関により保有される情報であってその指定の根拠となった職務の行使と関連がない情報には、適用されない。
- (6) 第5条(1)項(b)号に基づく命令は、契約に基づいて提供されるサービスで、指定の根拠となったものを明記しなければならない。この

法律の第I章から第V章までのいかなる規定も、命令により指定された公的機関により保有される情報であって当該サービスの提供に関連のない情報には、適用されない。

- (7) この法律の第I章から第V章までのいかなる規定も、公所有の会社により保有される情報であってその会社に関連する除外情報には、適用されない。
- (8) (7)項において「除外情報 (excluded information)」とは、公所有の会社に関しては、この項の目的上、主務大臣により定められる命令において、その会社に関連して特定された種類の情報に当たる情報をいう。
- (9) この条において「公所有の会社 (publicly-owned company)」とは、第6条により与えられた意味を有する。

(情報の請求)

- 第8条** (1) この法律において、「情報の請求 (request for information)」とは、次の各号を満たすものをいう。
- (a) 書面であること。
 - (b) 請求者の氏名及び連絡先の住所を記載していること。
 - (c) 請求する情報を記載していること。
- (2) (1)項(a)号の目的上、請求の本文が次の各号を満たす場合には、その請求は、書面でなされたものとして扱われる。
- (a) 電子的手段により送付されること。
 - (b) 判読できる形態において受領されること。
 - (c) その後の参照に供することが可能であること。

(手数料)

- 第9条** (1) 情報の請求を受けた公的機関は、第1条(1)項に従う期間内において、請求者に対し、第1条(1)項に従うため、通知に定めら

れた額の手数料が課せられる旨を記載した書面による通知 (この法律において「手数料通知 (fees notice)」という。) を送付することができる。

- (2) 請求者に手数料通知がなされたときは、公的機関は、請求者が手数料通知を受領した日から三月以内に手数料を支払わない限り、第1条(1)項に従う義務を負わない。
- (3) (5)項に従うことを条件として、この条に基づく手数料は、主務大臣の定める規則に従い、公的機関が決定しなければならない。
- (4) (3)項に基づく規則は、特に、次のことを定めることができる。
 - (a) 一定の場合には、手数料を支払わなくてもよいこと。
 - (b) 手数料は、規則に明記される上限又は規則に従って決定される上限を超えることがないこと。
 - (c) 手数料は、規則が定める方法で計算されること。
- (5) 情報の開示のために公的機関が課することのできる手数料について、法律の規定により又は法律の規定に基づき定めがなされたときは、(3)項は適用されない。

(請求に応じるための期限)

- 第10条** (1) 公的機関は、(2)項及び(3)項に従うことを条件として、速やかに、かつ、いずれの場合でも受理日の翌日から起算して20業務日以内に、第1条(1)項に従わなければならない。
- (2) 当該機関が請求者に対し手数料通知を行い、第9条(2)項に従って手数料が納められた場合には、手数料通知が請求者に対して行われた日から手数料が当該機関により収納された日までの間の業務日は、(1)項の目的上、受理日の翌日から起算する20業務日に算入しない。

(3) 公的機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その限りにおいて、その状況における合理的な期間中は、第1条(1)項(a)号又は(b)号に従う必要はない。ただし、この項は、第17条(1)項に基づく通知が行われるべき期間に影響を及ぼすものではない。

(a) 第2条(1)項(b)号の条件が満たされ、第1条(1)項(a)号が適用されないとき。

(b) 第2条(2)項(b)号の条件が満たされ、第1条(1)項(b)号が適用されないとき。

(4) 主務大臣は、規則により、受理日から起算した20業務日を、その規則中に明記され又はその規則に従い決定される受理日から起算した60日より遅くない別の日に読み替えて、(1)項及び(2)項が効力を有することを定めることができる。

(5) (4)項に基づく規則においては、次の各号に掲げることを定めることができる。

(a) 異なる事案に関し異なる日数を規定すること。

(b) コミッショナーに裁量権を付与すること。

(6) この条においては、次のように定める。

「受理日 (the date of receipt)」とは、次のいずれかの日をいう。

(a) 公的機関が情報の請求を受理した日

(b) 前号より後の日の場合には、公的機関が第1条(3)項において言及された情報を受理した日

「業務日 (working day)」とは、土曜日、日曜日、クリスマス、聖金曜日又は1971年銀行業及び証券取引業法に基づく連合王国における銀行休業日以外の日をいう。

(情報提供の方法)

第11条 (1) 情報の請求を行うに当たって、請求者が次の各号に掲げる一又は二以上の提供方法の選択を表明した場合には、公的機関は、

合理的に実行可能な限りにおいて、当該選択を実行するものとする。

(a) 恒久的又は請求者が受入れ可能なその他の形式で、当該情報の写しを請求者に提供すること。

(b) 当該情報を含む記録を閲覧するための合理的な機会を請求者に提供すること。

(c) 恒久的又は請求者が受入れ可能なその他の形式で、当該情報の摘要又は要約を請求者に提供すること。

(2) この条の目的上、特定の方法により情報を提供することが合理的に実行可能か否かを決定する場合において、公的機関は、その方法による場合に要する費用を含むあらゆる状況を考慮することができる。

(3) 公的機関が、請求を行う際に請求者により表明された選択に応じることを合理的に実行し得ないと決定する場合において、当該機関は、その決定理由を請求者に通知するものとする。

(4) (1)項に従うことを条件として、公的機関は、当該状況下において合理的である方法により情報を提供することをもって、請求に応じることができる。

(請求に応じるための費用が相当な限度を超える場合の免除)

第12条 (1) 情報の請求に応じる費用が相当な限度を超えると公的機関が見積るときは、第1条(1)項は、その公的機関に対し、その請求に応じる義務を課するものではない。

(2) (1)項は、公的機関が第1条(1)項(a)号の規定に従う義務を免除するものではない。ただし、同号の規定に従う費用の見積り額のみをもって相当な限度を超えるときは、この限りでない。

(3) (1)項及び(2)項において「相当な限度 (the appropriate limit)」とは、そのような額とし

てあらかじめ定めることのできる額を意味し、異なる事案に関しては異なる額を定めることができる。

- (4) 主務大臣は、次の各号に掲げるいずれかの者により、公的機関に対し二以上の情報の請求が行われる場合であって、あらかじめ規定することができる状況においては、それらのすべての請求に応じる費用の見積り額の合計をもって、それらのいずれかの請求に応じる費用の見積り額とみなす旨を規則で定めることができる。
- (a) 単一の者
- (b) 共同して又は一つの組織的活動の一環として行動するとその公的機関が認める複数の者
- (5) 主務大臣は、この条の目的上、見積りの対象となる費用及び見積りの方式について、規則を定めることができる。

(請求に応じるための費用が相当な限度を超える場合の開示についての手数料)

- 第13条** (1) 公的機関は、次の各号の情報を提供する場合には、主務大臣の定める規則に従いその公的機関が決定する手数料を課することができる。
- (a) 第12条(1)項及び(2)項の適用により、情報の請求に応じるための費用が相当な限度とする額を超えるという理由で、第1条(1)項により提供を要求されない情報
- (b) 法律により、提供について別段の要求がなされていない情報
- (2) この条に基づく規則は、特に次のことを定めることができる。
- (a) 手数料は、規則に明記される上限又は規則に従い決定される上限を超えないこと。
- (b) 手数料は、規則に定める方法で計算されること。
- (3) 情報の開示のために公的機関が課する手数料

料について、法律の規定による又は法律の規定に基づく定めがなされたときは、(1)項は適用されない。

(濫用的な又は反復して行われる請求)

- 第14条** (1) 請求が濫用にあたるときは、第1条(1)項は、公的機関に対し、その請求に応じる義務を課するものではない。
- (2) 公的機関が以前にある者からの情報の請求に応じたことがあるときは、その公的機関は、その者から続けて行われる同一の又は実質的に同様の請求に応じる義務を負わない。ただし、先の請求に応じた時から後の請求が行われるまでに合理的な期間が経過しているときは、この限りでない。

(国立公文書館その他に移管された公的記録に関する特別規定)

- 第15条** (1) 次の場合には、所管の記録管理機関は、第1条(1)項の規定に従うための期間内に、その請求の写しを、責任ある機関に送付するものとする。
- (a) 所管の記録管理機関が、移管された公的記録中に含まれる情報に関する、又はそのような公的記録が存在した場合に含まれることとなる情報に関する情報の請求を受理した場合で、かつ
- (b) (2)項のいずれかの条件が、その情報に関して満たされている場合
- (2) (1)項(b)号でいう条件とは、次のいずれかとする。
- (a) 情報保有の認否義務が、第2条(3)項に明記されていない第II章の規定によるのみ、明示的に排除されていること。
- (b) その情報が、第2条(3)項に明記されていない第II章の規定の定めるところによるのみ、除外情報とされていること。
- (3) 責任ある機関は、請求の写しを受理したと

きは、あらゆる状況に照らして合理的な期間内に、第66条(3)項又は(4)項により求められる決定を、所管の記録管理機関に通知するものとする。

(4) この法律において「移管された公的記録 (transferred public record)」とは、次のいずれかの機関に移管された公的記録をいう。

- (a) 国立公文書館 (Public Record Office)
- (b) 1958年公記録法により大法官 (Lord Chancellor) により指定された、その他の保管所
- (c) 北アイルランド公文書館 (Public Record Office of Northern Ireland)

(5) この法律においては、次のように定める。

「所管の記録管理機関 (appropriate records authority)」とは、移管された公的記録に関しては次の機関をいう。

- (a) (4)項(a)号に該当する場合は、国立公文書館
- (b) (4)項(b)号に該当する場合は、大法官
- (c) (4)項(c)号に該当する場合は、北アイルランド公文書館

「責任ある機関 (responsible authority)」とは、移管された公的記録に関しては次のものをいう。

- (a) 記録が、国王の大臣が管轄する政府の省から、(4)項(a)号又は(b)号に掲げられた機関に移管された場合は、大法官が主たる関係者であると認める国王の大臣
- (b) 記録が、前号以外の者から(4)項(a)号又は(b)号に掲げられた機関に移管された場合は、大法官が主たる関係者であると認める者
- (c) 記録が、国王の大臣が管轄する政府の省から、北アイルランド公文書館に移管された場合は、所管の北アイルランドの大臣が主たる関係者であると認める国王の大臣
- (d) 記録が、北アイルランドの省から北アイ

ルランド公文書館に移管された場合は、所管の北アイルランドの大臣が主たる関係者であると認める北アイルランドの大臣

(e) 記録が、前号以外の者から北アイルランド公文書館に移管された場合は、所管の北アイルランドの大臣が主たる関係者であると認める者

(助言及び援助供与の義務)

第16条 (1) 公的機関に情報開示請求を行おうとする者又は請求を行った者に対して、当該機関が助言及び援助を供与することは、それが当該機関に対して合理的に期待されるものである限りにおいて、義務とされる。

(2) 事案についての助言又は援助の供与に関して、第45条に基づく実施要領を遵守している公的機関は、その事案について、(1)項により課せられる義務に従っているものとみなされる。

請求の拒否

(請求の拒否)

第17条 (1) 公的機関は、いかなる情報請求に関しても、その程度を問わず、情報保有の認否義務に関する第II章の規定がその請求に適用されると主張し、又はその情報が除外情報であるとする主張を行おうとするときは、第1条(1)項に従うための期限内に、請求者に対し次のことを通知しなければならない。

- (a) その事実についての記述
- (b) 当該除外事由の明記
- (c) (記述がなければ明白とならないときは、) 除外の適用理由についての記述

(2) 次の各号に該当する場合、(1)項に基づく通知は、当該規定の適用に関して何らの決定も未だ行われていないことを示し、かつ、そのような決定が行われるであろうとその公的機関が予測する日付を含むものでなければなら

- ない。
- (a) 情報請求に関し、公的機関が、その情報について、次のいずれかの主張を行おうとするとき。
 - (i) 情報保有の認否義務に関し、かつ、第2条(3)項に明記されていない第II章の規定が、当該請求に対し適用されること。
 - (ii) 当該情報が第2条(3)項に明記されていない規定のみに従って除外情報となること。
 - (b) (1)項に基づく通知が請求者に対して与えられた時点において、公的機関（又は第66条(3)項若しくは(4)項に該当する事案の場合には、責任ある機関）が、第2条(1)項(b)号又は(2)項(b)号の適用に関する決定を未だ行っていないとき。
- (3) 情報請求に関して、その範囲を問わず、第2条(1)項(b)号又は(2)項(b)号の適用を主張しようとする公的機関は、(1)項に基づく通知又はその状況から判断して合理的な期間内に与える別の通知のいずれかにおいて、次の事項についての理由を記述しなければならない。
- (a) その事案のあらゆる状況から判断して、情報保有の認否義務の排除により生ずる公益が、その機関が情報を保有しているか否かを開示することによる公益に優ること。
 - (b) その事案のあらゆる状況から判断して、除外情報とすることにより生ずる公益が、その情報を開示することにより生ずる公益に優ること。
- (4) 公的機関は、(1)項(c)号又は(3)項に基づく記述については、その記述それ自体が除外情報となる情報の開示となる時、又はその限りにおいて、当該記述を行う義務を負わない。
- (5) 情報請求に関し、第12条又は第14条が適用されると主張しようとする公的機関は、第1条(1)項に従うための期間内に、そのことを記述した通知を請求者に与えなければならない

- い。
- (6) (5)項は、次の条件が満たされる場合には適用されない。
- (a) 公的機関が第14条が適用されると主張しようとし、
 - (b) その機関が、以前の情報請求に関し、そのような主張を行う旨の通知を請求者に既に与えており、かつ、
 - (c) あらゆる状況下においても、現在の請求に関し、(5)項に基づき更に通知することを、当該機関に対し期待することが合理的とは認められない場合
- (7) (1)項、(3)項又は(5)項に基づく通知は、次の事項を含んでいなければならない。
- (a) 情報請求の取扱いについての不服申立ての処理のためにその公的機関が制定した手続の詳細、又は当該機関がそのような手続を定めていない旨の記述
 - (b) 第50条により付与される権利の詳細

情報コミッショナー及び情報審判所

(情報コミッショナー及び情報審判所)

- 第18条 (1) データ保護コミッショナー (the Data Protection Commissioner) は、その名称を情報コミッショナー (the Information Commissioner) と改める。
- (2) データ保護審判所 (the Data Protection Tribunal) は、その名称を情報審判所 (the Information Tribunal) と改める。
- (3) この法律においては、次のとおりとする。
- (a) 情報コミッショナーは、「コミッショナー (the Commissioner)」という。
 - (b) 情報審判所は、「審判所 (the Tribunal)」という。
- (4) 別表2 ((1)項及び(2)項に伴う規定の整備並びにこの法律によるコミッショナー及び審判所の機能拡充に関連して、1998年データ保護法 (Data Protection Act 1998) の改正を行

- うもの)は、効力を有する。
- (5) この法律が可決される日の前日にデータ保護コミッショナーの職にある者が、その日から起算して2年の期間の満了時に引き続き情報コミッショナーの職にある場合、その者は、当該期間満了時をもって退任するものとする。
- (6) (5)項は、同項により任期が終了した者の再任を妨げるものではない。
- (7) 1998年データ保護法の別表5第2パラグラフ(4)項(b)号及び(5)項(コミッショナーは15年を超えて在任しないこと及び特別の場合を除き3期目以降の任命は行われなことを規定)を、この法律の可決以降になされることに適用する際には、それ以前の任命による在任期間は算入しないものとする。

公開計画

(公開計画)

- 第19条** (1) 次に掲げることは、各公的機関の義務とする。
- (a) その公的機関による情報の公開に関するものであって、コミッショナーに承認された計画(この法律では、「公開計画(publication scheme)」という。)を採用し、維持すること。
- (b) その公開計画に従って情報を公開すること。
- (c) 時宜に応じて、その公開計画を再検討すること。
- (2) 公開計画には、次の事項を明記しなければならない。
- (a) 公的機関が公開する、又は公開する予定の情報の種類
- (b) 情報の種類ごとの公開方法、又は予定される公開方法
- (c) 資料の一般公衆への提供又は提供予定が、無料によるか又は有料によるかの別

- (3) 公的機関は、公開計画を採用し又は再検討するに当たって、次の公益を考慮するものとする。
- (a) その公的機関が保有する情報への一般公衆のアクセスを認めることによる公益
- (b) その公的機関が行った決定の理由を公表することによる公益
- (4) 公的機関は適当と認める方法により、公開計画を公表するものとする。
- (5) コミッショナーは、計画を承認するとき、指定する期間の満了とともにその承認は効力を失うと定めることができる。
- (6) コミッショナーが公的機関の公開計画を承認したときは、コミッショナーは、通知の日から起算して六月の期間の満了時以降その承認を撤回する旨、その公的機関に対しいつでも通知することができる。
- (7) コミッショナーは、次の場合には、公的機関にその理由を示さなければならない。
- (a) 公開計画案に承認を与えない場合
- (b) 公開計画の承認を撤回する場合

(モデル公開計画)

- 第20条** (1) コミッショナーは、特定の種類の該当する公的機関に関して、コミッショナー自ら又は他の者により作成されたモデル公開計画を、時宜に応じて承認することができる。
- (2) 承認されたモデル計画に関する種類に該当する公的機関が、そのモデル計画を修正することなく採用する場合には、当該モデル計画の承認が継続している限り、コミッショナーの承認を更に得る必要はなく、当該公的機関が当該計画を修正して採用する場合には、修正部分に関してのみ、コミッショナーの承認を必要とする。
- (3) コミッショナーは、モデル公開計画を承認するときは、指定する期間の満了とともにその承認は効力を失うと定めることができる。

- (4) コミッショナーが公的機関のモデル公開計画を承認したときは、コミッショナーは、通知が公表された日から起算して六月の期間の満了時以降にその承認を撤回する旨の通知を、適当と認める方法により、いつでも公表することができる。
- (5) コミッショナーは、ある者の申請によるモデル公開計画案の承認を拒否するときは、その計画の承認を申請した者に対して、拒否の理由を示さなければならない。
- (6) コミッショナーは、(2)項に基づく修正の承認を拒否する場合には、当該公的機関に対して、拒否の理由を示さなければならない。
- (7) コミッショナーは、モデル公開計画の承認を撤回するときは、(4)項に基づく通知の中に撤回の理由を記載しなければならない。

第II章 除外情報

(他の方法により請求者がアクセスし得る情報)

- 第21条** (1) 第1条に基づかず他の方法により請求者が合理的にアクセスし得る情報は、除外情報とする。
- (2) (1)項の目的上、次のように定める。
- (a) 情報は、有料でのみアクセスし得る場合においても、請求者が合理的にアクセスし得るものとしてすることができる。
 - (b) 公的機関その他の者が請求に基づいて公衆の一員に対し情報を提供することを、法律の規定により、又は法律の規定に基づき義務付けられている場合（情報を縦覧に供する方法による場合を除き）、有料か無料かにかかわらず、その情報は請求者が合理的にアクセスし得るとみなされる。
- (3) (1)項の目的上、公的機関が保有し(2)項(b)号に該当しない情報は、単にその情報が請求に基づき当該公的機関自身から入手し得ることを理由として、請求者が合理的にアクセスし

得る情報であるとはみなされない。ただし、その情報が公的機関の公開計画に従って入手可能とされ、かつ、必要とされる料金が同計画に明記されている場合、又は同計画に従って決定される場合はこの限りでない。

(将来の公開を予定された情報)

第22条 (1) 次の各号のいずれにも該当する情報は除外情報とする。

- (a) その情報が、将来のある期日（確定しているか否かにかかわらず）に、公的機関その他の者によって公開される目的で、公的機関に保有されている場合
 - (b) その情報が、情報請求がなされた際に、このような公開の目的で既に保有されていた場合
 - (c) その情報が、すべての状況から判断して、(a)号にいう期日まで開示を差し控えることが妥当である場合
- (2) 第1条(1)項(a)号の遵守が、この条の(1)項に該当する情報（既に記録されているか否かにかかわらず）の開示を伴うとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。

(安全保障を扱う機関によって提供される、又はこれらの機関に関する情報)

- 第23条** (1) 公的機関が保有する情報であって、(3)項に明記された機関により公的機関に直接若しくは間接に提供されたもの又はこれらの機関に関するものは、除外情報とする。
- (2) 国王の大臣が署名した証明書であって、その対象となる情報が、直接若しくは間接に(3)項に明記された機関によって提供された、又はこれらの機関に関する情報であることを証明するものは、第60条の規定に従うことを条件として、その事実の確定証拠とする。
- (3) (1)項及び(2)項にいう機関とは、次のものをいう。

- (a) 公安局
 - (b) 秘密情報局
 - (c) 政府通信本部
 - (d) 特殊部隊
 - (e) 2000年調査権限規制法第65条に基づいて設立された審判所
 - (f) 1985年通信傍受法第7条に基づいて設立された審判所
 - (g) 1989年公安局法第5条に基づいて設立された審判所
 - (h) 1994年情報活動法第9条に基づいて設立された審判所
 - (i) 秘密解除認定不服審査委員会
 - (j) 安全侵犯調査委員会
 - (k) 国家犯罪情報部
 - (l) 国家犯罪情報部のための業務機関
- (4) (3)項(c)号においては、「政府通信本部(Government Communications Headquarters)」とは、主務大臣により政府通信本部の職務の遂行の補助を当面要請されている国王の軍隊の部隊又は部隊の一部を含むものとする。
- (5) 第1条(1)項(a)号の遵守が、(3)項に明記された機関により公的機関に直接若しくは間接に提供された、若しくはこれらの機関に関する情報(既に記録されているか否かにかかわらず)の開示を伴うとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。

(国家安全保障)

- 第24条** (1) 第23条(1)項に該当しない情報であって、国家安全保障の目的のために第1条(1)項(b)号からの除外が必要とされるものは、除外情報とする。
- (2) 国家安全保障の目的のために第1条(1)項(a)号からの除外が必要とされるとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。

- (3) 国王の大臣が署名した証明書であって、第1条(1)項(b)号、又は第1条(1)項(a)号及び(b)号からの除外が、国家安全保障の目的のため必要であること、又はかつて必要であったことを証明するものは、第60条の規定に従うことを条件として、その事実の確定証拠とする。
- (4) (3)項に基づく証明書は、それが適用される情報を概略的説明によって特定することができ、将来にわたる効力を有することを表明することができる。

(第23条及び第24条に基づく証明書—補足条項)

- 第25条** (1) 第23条(2)項又は第24条(3)項に基づく証明書と称される文書は、証拠として受理されるものとし、そうでないことが証明されない限りそのような証明書として扱われるものとする。
- (2) 第23条(2)項又は第24条(3)項に基づいて国王の大臣から発せられた証明書の真正の写しであると、その大臣によって、又は大臣に代わって証明されたとされる文書は、いかなる法的手続においてもその証明書の証拠(スコットランドにおいては、十分な証拠)となるものとする。
- (3) 第23条(2)項又は第24条(3)項により国王の大臣に授与された権限は、閣内大臣又は法務長官、スコットランド法務長官若しくは北アイルランド法務長官の他にはこれを行使することができない。

(防衛)

- 第26条** (1) この法律に基づく情報開示が、次のいずれかを害することとなるとき又は害するおそれのあるときは、その情報は除外情報とする。
- (a) ブリテン諸島又は植民地の防衛
 - (b) 前号にとって必要な部隊の能力、有効性

又は安全

(2) (1)項(b)号の「前号にとって必要な部隊(relevant forces)」とは、次のもの又はその一部をいう。

- (a) 国王の軍隊
- (b) 国王の軍隊に協力している部隊

(3) 第1条(1)項(a)号の遵守が、この条の(1)項に掲げる事項を害し、若しくは害するおそれがあるとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。

(国際関係)

第27条 (1) この法律に基づく情報開示が、次のいずれかの事項を害し、又は害するおそれのあるときは、当該情報は除外情報とする。

- (a) 連合王国と他の国との関係
- (b) 連合王国と国際的な組織又は国際的な裁判所との関係

(c) 連合王国の海外利益

(d) 連合王国による海外利益の振興又は保護

(2) 情報が連合王国以外の国又は国際的な組織若しくは国際的な裁判所から得られた秘密情報であるときも、当該情報は除外情報とする。

(3) この条の目的上、国、組織又は裁判所から得られた情報はいかなるものも、その情報を得たときの条件によって秘密にしておくことが求められる期間、又はその情報が得られた状況から判断して、当該の国、組織又は裁判所が当該情報を秘密扱いとすることを期待することが合理的であると認められる期間はいつでも、秘密のものとする。

(4) 第1条(1)項(a)号の遵守が、次のいずれかに該当するとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。

(a) この条の(1)項に掲げる事項のいずれかを侵害し、又は侵害するおそれのあるとき。

(b) 連合王国以外の国又は国際的な組織若しくは国際的な裁判所から得られた秘密の情

報（既に記録されているか否かにかかわらず）の開示を含むものとなるとき。

(5) この条において、

「国際的な裁判所 (international court)」とは、国際的な組織ではないものであって、次のいずれかによって設立された国際的な裁判所をいう。

(a) 連合王国を構成員の一とする国際的な組織の決議

(b) 連合王国を締結国の一とする国際的な協定

「国際的な組織 (international organization)」とは、構成員が2か国以上の国を含む国際的な組織又はそのような組織の機関をいう。

「国 (State)」とは、国の政府及びその政府の機関を含み、連合王国以外の国への言及は、連合王国の海外領土への言及を含む。

(連合王国内における関係)

第28条 (1) この法律に基づく情報の開示が、連合王国内のいずれかの行政府と他の行政府の間に関係を害し、又は害するおそれのあるときは、情報は除外情報とする。

(2) (1)項において「連合王国内の行政府 (administration in the United Kingdom)」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 連合王国の政府

(b) スコットランド政府 (Scottish Administration)

(c) 北アイルランド議会執行委員会 (Executive Committee of the Northern Ireland)

(d) ウェールズ国民議会 (National Assembly for Wales)

(3) 第1条(1)項(a)号の遵守が、(1)項に挙げられた関係を害し、若しくは害するおそれがあるとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。

(経済)

- 第29条 (1) この法律に基づく情報の開示が、次のいずれかの利益を害し、又は害するおそれのあるときは、情報は除外情報とする。
- (a) 連合王国又は連合王国の一部の経済的利益
- (b) 第28条(2)項で定義された連合王国内の政府の財政的利益
- (2) 第1条(1)項(a)号の遵守が、(1)項に挙げられた利益を害し、若しくは害するおそれがあるとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。

(公的機関により実施される捜査及び訴訟手続)

- 第30条 (1) 公的機関に保有される情報で、これまでに次のいずれかの目的のために当該機関により保有されたことのある情報は、除外情報とする。
- (a) 当該公的機関が実施の義務を負う捜査で、次のいずれかを確認するために行われるもの
- (i) ある者の犯罪を告発すべきか否か
- (ii) 犯罪を告発された者がその犯罪について有罪であるか否か
- (b) その機関により実施される捜査で、その状況から判断して、当該機関が実施権限を有する刑事手続の開始の決定に至る可能性がある捜査
- (c) その機関が実施権限を有する刑事手続
- (2) 公的機関に保有される情報は、次の場合には、除外情報とする。
- (a) その情報が、次のいずれかに関連した職務の目的のために、当該機関により入手又は記録された場合
- (i) 第1項(a)号又は(b)号に該当する捜査
- (ii) 当該機関が実施権限を有する刑事手続
- (iii) 第31条(2)項で明記された目的のため

に、かつ、女王陛下の大権又は制定法により若しくは制定法に基づいて付与された権限のいずれかを根拠として、当該機関が実施する捜査 ((1)項(a)号又は(b)号に該当する捜査を除く。)

- (iv) 当該機関により、又は当該機関に代わって行われる民事手続で、このような捜査から生じるもの
- (b) その情報が、機密情報源からの情報の入手に関係している場合
- (3) 情報保有の認否義務は、(1)項又は(2)項を根拠として除外情報とされる (又は公的機関に保有されている場合には、除外情報とされることとなる) 情報に関しては、生じない。
- (4) 刑事手続の開始若しくは実施又は実施の権限に関して、(1)項(b)号又は(c)号、及び(2)項(a)号において公的機関という場合には、次のものを含む。
- (a) 当該機関の幹部職員
- (b) 北アイルランドの省以外の政府の省の場合には、その省を担当する国王の大臣
- (c) 北アイルランドの省の場合には、その省を担当する北アイルランドの大臣
- (5) この条においては、次のように定める。
- 「刑事手続 (criminal proceedings)」には次のものを含む。
- (a) 1955年陸軍法 (Army Act 1955)、1955年空軍法 (Air Force Act 1955) 若しくは1957年海軍規律法 (Naval Discipline Act 1957) に基づき設置された軍法会議における手続又は1957年法第52G条に基づき設置された規律裁判所における手続
- (b) 1955年陸軍法若しくは1955年空軍法に基づく告発についての即決扱いの手続又は1957年海軍規律法に基づく即決裁判手続
- (c) 1955年陸軍法の第83ZA条、1955年空軍法の第83ZA条又は1957年海軍規律法の第52FF条により設置された裁判所 (即決上

訴裁判所)における手続

(d) 軍法会議上訴裁判所における手続

(e) 常置文民裁判所における手続

「犯罪(offence)」には、1955年陸軍法、1955年空軍法又は1957年海軍規律法に基づく犯罪を含む。

(6) この条をスコットランドに適用する場合には、次のとおり読み替える。

(a) (1)項(b)号において、「当該機関が実施権限を有する刑事手続の開始の決定」を「検察官が刑事手続の開始の是非を決定できるようにするための、当該機関による検察官への報告提出の決定」に

(b) (1)項(c)号及び(2)項(a)号の(ii)において、「当該機関が実施権限を有する」を「当該機関により検察官に提出された報告の結果開始された」に

(c) 犯罪について告発される者という場合を、犯罪の訴追を受ける者という意味に

(法の執行)

第31条 (1) 第30条の定めるところにより除外情報とされない情報であっても、この法律に基づくその開示が次のいずれかを害し、又は害するおそれのあるときは、これを除外情報とする。

(a) 犯罪の防止又は捜査

(b) 犯罪者の逮捕又は訴追

(c) 司法の運営

(d) 租税若しくは関税又は同様の性格を有する賦課金の算定又は徴収

(e) 入国管理の業務

(f) 刑務所その他合法的に拘禁する施設における安全と秩序の維持

(g) (2)項に明記された目的のために公的機関が行う職務の執行

(h) 公的機関により又は公的機関のために提起される民事手続であって、かつ、(2)項で

明記された目的のために、女王陛下の大権を根拠として、又は制定法により若しくは制定法に基づき付与された権限を根拠として、その公的機関により又は公的機関のために行われる調査に起因するもの

(i) 1976年死亡事故及び突然死調査(スコットランド)法に基づく調査であって、(2)項で明記された目的のために、女王陛下の大権を根拠として、又は制定法により若しくは制定法に基づき付与された権限を根拠として、その公的機関により又は公的機関のために行われる捜査に起因する調査の範囲のもの

(2) (1)項(g)号から(i)号における目的とは、次のことをいう。

(a) ある者が法に従わなかったかどうかを確認すること。

(b) 不適切な行為についてある者が責任を有するかどうかを確認すること。

(c) 制定法に従った規制的行為を正当化する状況が存在するか、又はそれが生じ得るかかどうかを確認すること。

(d) ある者の、法人経営に関する適合性若しくは能力、又はその者が業務を行う許可を得、若しくは許可を得ようとする職業若しくはその他の活動に関する適合性若しくは能力を確認すること。

(e) 事故の原因を確認すること。

(f) 公益団体の運営における違反行為又は誤った管理(理事によるかその他の者によるかを問わず)から公益団体を保護すること。

(g) 公益団体の財産を損失又は誤った運用から保護すること。

(h) 公益団体の財産を回復すること。

(i) 就業者の健康、安全及び福祉を確保すること。

(j) 就業者の行為から生じる、又はその行為

と関連して生じる健康又は安全への危険から、就業者以外の者を守ること。

- (3) 第1条(1)項(a)号の遵守が(1)項に掲げる事項のいずれかを害し、若しくは害するおそれがあるとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。

(裁判記録等)

第32条 (1) 公的機関が保有する情報は、次のいずれかの文書に含まれるという理由に基づいてのみ保有される場合には、除外情報とする。

- (a) 特定の原因又は事実についての訴訟手続の目的上、裁判所に提出された文書又は別の形で裁判所の管理下に置かれた文書
- (b) 特定の原因又は事実についての訴訟手続の目的上、公的機関に対して又は公的機関により送達された文書
- (c) 特定の原因又は事実についての訴訟手続の目的上、次のいずれかの者により作成された文書
- (i) 裁判所
- (ii) 裁判所の運営スタッフの一員
- (2) 公的機関が保有する情報は、次のいずれかの文書に含まれるという理由に基づいてのみ保有される場合には、除外情報とする。
- (a) 公開審問又は仲裁の目的上、公開審問又は仲裁を行う者の管理の下に置かれた文書
- (b) 公開審問又は仲裁の目的上、公開審問又は仲裁を行う者により作成された文書
- (3) この条により除外情報とされる（又は公的機関により保有されている場合には、除外情報とされることとなる）情報については、情報保有の認否義務は生じない。
- (4) この条において、次のように定める。
- (a) 「裁判所 (court)」には、国の司法権を執行する行政審判所又は機関を含む。
- (b) 「特定の原因又は事実についての訴訟手

続 (proceedings in a particular cause or matter)」には、死因審問又は検視を含む。

- (c) 「公開審問 (inquiry)」とは、制定法に含まれる規定又はそれに基づいて定められる規定に基づいて行われる公開審問又は聴聞をいう。
- (d) スコットランドに関係する場合を除き、「仲裁 (arbitration)」とは、1996年仲裁法第I章が適用される仲裁をいう。

(会計検査機能)

第33条 (1) この条は、次のいずれかに関する機能を持つ公的機関に適用される。

- (a) 他の公的機関の会計検査
- (b) 他の公的機関がその職務を遂行するに当たり、その資源を使う場合の、経済性、能率又は有効性の検査
- (2) この条が適用される公的機関が保有する情報は、その開示が、(1)項に示された事項に関係する当該機関の機能の遂行を害し、又は害するおそれのあるときは、除外情報とする。
- (3) 第1条(1)項(a)号の遵守が、(1)項に示された事項に関係する公的機関の機能の遂行を害し、若しくは害するおそれがあるとき、又はその限りにおいて、この条が適用される当該機関について情報保有の認否義務は生じない。

(議会特権)

第34条 (1) 議会のいずれか一院の特権の侵害を回避する目的のために、第1条(1)項(b)号からの除外が必要である場合には、情報は除外情報とする。

- (2) 議会のいずれか一院の特権の侵害を回避する目的のために、第1条(1)項(a)号からの除外が必要であるとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。
- (3) 議会のいずれか一院の特権の侵害を回避す

る目的のために、第1条(1)項(b)号からの除外若しくは第1条(1)項(a)号及び(b)号からの除外が必要であること、又はかつて必要であったことを証明する、管轄する機関により署名された証明書は、その事実の確定証拠とする。

- (4) (3)項における「管轄する機関 (appropriate authority)」とは、次のものをいう。
- (a) 庶民院については、庶民院議長
 - (b) 貴族院については、議会書記官長

(政府の政策の企画等)

第35条 (1) 政府の省により又はウェールズ国民議会により保有される情報は、それが次の各号のいずれかに関係する場合には、除外情報とする。

- (a) 政府の政策の企画又は立案
 - (b) 大臣間の通信
 - (c) 法務官による助言の提供又はそのような助言の提供の要求
 - (d) 大臣秘書室の運営
- (2) 政府の政策に関する決定が既に行われている場合には、決定を行うに際して背景情報を提供するために用いられた統計的情報は、次の各号のいずれにも関係するものとはみなさない。
- (a) (1)項(a)号の目的上、政府の政策の企画又は立案
 - (b) (1)項(b)号の目的上、大臣間の通信
- (3) (1)項の定めるところにより除外情報となる(又は情報が公的機関によって保有されている場合、除外情報となることとなる)情報に関しては、情報保有の認否義務は生じない。
- (4) (1)項(a)号の定めるところにより除外情報となる情報に関し、第2条(1)項(b)号又は同条(2)項(b)号により求められる判定を行う場合には、決定のための背景情報を提供するために用いられた、又は用いられようとする事実的情報の開示における特別な公益が、考慮され

るべきものとする。

- (5) この条においては、次のように定める。

「政府の政策 (government policy)」には、北アイルランド議会執行委員会の政策及びウェールズ国民議会の政策を含む。

「法務官 (the Law Officers)」とは、法務総裁 (the Attorney General)、法務次長 (the Solicitor General)、スコットランド法律顧問官 (the Advocate General for Scotland)、スコットランド法務総裁 (the Lord Advocate)、スコットランド法務次長 (the Solicitor General for Scotland) 及び北アイルランド法務総裁 (the Attorney General for Northern Ireland) をいう。

「大臣間の通信 (Ministerial communications)」とは、次の各号の通信をいい、特に、内閣又は内閣の委員会の議事、北アイルランド議会執行委員会の議事及びウェールズ国民議会の執行委員会の議事を含む。

- (a) 国王の大臣相互間
- (b) 北アイルランドの下級大臣を含む北アイルランドの大臣相互間
- (c) 〔ウェールズ〕議会首席大臣 (the Assembly First Secretary) を含む〔ウェールズ〕議会大臣相互間

「大臣秘書室 (Ministerial private office)」とは、国王の大臣、北アイルランドの大臣若しくは北アイルランドの下級大臣に対し人的に運営上の支援を提供する政府各省の部署又は議会首席大臣若しくは議会大臣に対し人的に運営上の支援を提供するウェールズ国民議会の事務局の部署をいう。

「北アイルランドの下級大臣 (Northern Ireland junior Minister)」とは、1998年北アイルランド法第19条に基づき、下級大臣として任命された北アイルランド議会の議員をいう。

(公務の効果的遂行に対する侵害)

第36条 (1) この条は、次の各号に掲げる情報に適用する。

- (a) 政府の省により又はウェールズ国民議会により保有される情報であって、第35条の定めるところにより除外情報とはならない情報
 - (b) その他の公的機関により保有される情報
- (2) 適格者の合理的見解において、この法律に基づく情報開示が、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、この条の適用を受ける情報は、除外情報とする。
- (a) 次のいずれかを害し、又は害するおそれがある場合
 - (i) 国王の大臣の連帯責任についての習律の維持
 - (ii) 北アイルランド議会執行委員会の業務
 - (iii) ウェールズ国民議会の執行委員会の業務
 - (b) 次のいずれかを妨げ、又は妨げるおそれがある場合
 - (i) 助言の自由かつ率直な提供
 - (ii) 審議のための自由かつ率直な意見の交換
 - (c) その他の方法で公務の効果的遂行を害し、又は害するおそれがある場合
- (3) 適格者の合理的見解において、第1条(1)項(a)号の遵守が、(2)項に掲げる結果を生じ、若しくは生じるおそれがあるとき、又はその限りにおいて、この条の適用を受ける（又は公的機関により保有されている場合には、適用を受けることとなる）情報に関し、情報保有の認否義務は生じない。
- (4) 統計的情報に関しては、(2)項及び(3)項は、「適格者の合理的見解において」を除いて適用されるものとする。
- (5) (2)項及び(3)項において「適格者 (qualified person)」とは、次に掲げる者をいう。

- (a) 国王の大臣が担当する政府の省により保有される情報については、国王の大臣
- (b) 北アイルランドの省により保有される情報については、その省を担当する北アイルランドの大臣
- (c) その他の政府の省庁により保有される情報については、その省庁を担当する長官等の者
- (d) 庶民院により保有される情報については、庶民院議長
- (e) 貴族院により保有される情報については、議会書記官長
- (f) 北アイルランド議会により保有される情報については、その議長
- (g) ウェールズ国民議会により保有される情報については、その首席大臣
- (h) ウェールズ会計検査院を除くウェールズの公的機関により保有される情報については、次のいずれかの者
 - (i) 当該公的機関
 - (ii) ウェールズ国民議会の首席大臣により承認された当該公的機関の幹部又は一般職員
- (i) 会計検査院により保有される情報については、会計検査院長
- (j) 北アイルランド会計検査院により保有される情報については、北アイルランド会計検査院長
- (k) ウェールズ会計検査院により保有される情報については、ウェールズ会計検査院長
- (l) 北アイルランド会計検査院を除く北アイルランドの公的機関により保有される情報については、次のいずれかの者
 - (i) 当該公的機関
 - (ii) 北アイルランドの首席大臣及び副首席大臣が共同で承認した当該公的機関の幹部又は一般職員
- (m) 大ロンドン市 (Greater London Author-

ity) により保有される情報については、ロンドン市長

(n) 1999年大ロンドン市法 (Greater London Authority Act 1999) にいう事業体により保有される情報については、その事業体の長

(o) (a)号から(n)号までのいずれにも該当しない公的機関により保有される情報については、次のいずれかの者

(i) 国王の大臣

(ii) この条の目的のために国王の大臣により承認されているときは、その公的機関

(iii) その公的機関の幹部又は一般職員であって、この条の目的のために国王の大臣により承認された者

(6) この条の目的上、適格者の承認は次によることができる。

(a) 指定された者又は指定された種類に属する者に対して行うこと。

(b) 一般的なものとして、又は特定の種類の事案に限ったものとして行うこと。

(c) 条件付きで認めること。

(7) (5)項(d)号又は(e)号にいう適格者により署名され、その者の合理的見解において、次のいずれかの行為が(2)項に掲げた効果のいずれかを生じ、又は生じるおそれがあることを証する証明書は、その事実の確定証拠であるものとする。

(a) 議会のいずれか一院により保有される情報を開示すること。

(b) 議会のいずれか一院が第1条(1)項(a)号に従うこと。

(女王陛下その他との通信及び栄典)

第37条 (1) 情報は、次のいずれかに関する場合には、除外情報とする。

(a) 女王陛下、他の王族又は王室との通信

(b) 国王による栄典の授与

(2) (1)項の定めるところにより除外情報となる(又は公的機関により保有されている場合には、除外情報となることとなる)情報に関しては、情報保有の認否義務は生じない。

(健康及び安全)

第38条 (1) 情報は、この法律に基づく開示が、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、除外情報とする。

(a) 個人の身体的又は精神的健康を危険にさらすこと。

(b) 個人の安全を危険にさらすこと。

(2) 第1条(1)項(a)号の遵守が、(1)項に掲げたいずれかの効果を生じ、若しくは生じるおそれがあるとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。

(環境情報)

第39条 (1) 情報は、次のいずれかの場合には、除外情報とする。

(a) その情報を保有している公的機関が、第74条に基づく規則により、その規則に従って情報を公衆に提供することを義務付けられている場合

(b) その情報を保有している公的機関が、その規則に含まれる除外措置がなければ、前号のように義務付けられることとなる場合

(2) (1)項の定めるところにより除外情報となる(又は公的機関により保有されている場合には、除外情報となることとなる)情報に関しては、情報保有の認否義務は生じない。

(3) (1)項(a)号は、第21条(1)項の一般性を制限するものではない。

(個人情報)

第40条 (1) 情報の請求に関係する情報は、請求者がデータ主体である個人データに当たるときは、除外情報とする。

- (2) 情報の請求に係る情報は、次の各号を満たす場合には同様に除外情報とする。
- (a) 情報が(1)項に該当しない個人データに当たるとき。
- (b) 次に掲げる第一又は第二の条件のいずれかを満たすとき。
- (3) 第一の条件とは、次のことをいう。
- (a) その情報が1998年データ保護法の第1条(1)項の「データ (data)」に関する定義のうち(a)号から(d)号に該当する場合で、この法律〔2000年情報自由法〕に基づく以外の方法で公衆の一員に情報開示することが次のいずれかに違背することとなること。
- (i) データ保護原則
- (ii) 同法〔1998年データ保護法〕第10条(損害又は苦痛を引き起こすおそれのある処理を阻止する権利)
- (b) 前号以外の場合で、1998年データ保護法第33A条(1)項の(公的機関によって保有される手作業のデータに関する)除外措置が採られなければ、この法律〔2000年情報自由法〕に基づく以外の方法で公衆の一員に情報開示することが、データ保護原則のいずれかに違背することとなること。
- (4) 第二の条件とは、1998年データ保護法第IV章の規定によりその情報が同法第7条(1)項(c)号(データ主体の個人データアクセス権)から除外されることをいう。
- (5) 次の情報に関しては、情報保有の認否義務は生じない。
- (a) (1)項の定めるところにより除外情報となる(又は情報が公的機関によって保有されている場合には、除外情報となることとなる)情報
- (b) 次のいずれかの場合又はその限りにおける前号以外の情報
- (i) 公衆の一員に対して第1条(1)項(a)号に従って与えられなければならない情報の

存在の確認又は否認の提供が、(この法律を離れて) 1998年データ保護法のデータ保護原則若しくは同法第10条に違背することとなり、又は同法第33A条(1)項の除外措置が採られなければ、それらに違背することとなる場合

- (ii) 1998年データ保護法第IV章の規定に従い、当該情報が同法第7条(1)項(a)号(個人データが処理されているか否かを知らされるデータ主体の権利)から除外されている場合
- (6) この条の目的上、2007年10月24日の前になされたことがデータ保護原則に違背しているか否かを決定するに際して、1998年データ保護法別表8の第III章における除外規定は適用されないものとする。
- (7) この条において、

「データ保護原則 (the data protection principles)」とは、1998年データ保護法別表1の第I章で定められている原則をいい、同法別表1の第II章及び同法第27条(1)項に従って読み替えられたものをいう。

「データ主体 (data subject)」は、1998年データ保護法第1条(1)項で述べられているものと同一の意味を有する。

「個人データ (personal data)」は、1998年データ保護法第1条(1)項で述べられているものと同一の意味を有する。

(秘密を条件として提供された情報)

- 第41条** (1) 情報が、次の条件を満たすときは、除外情報とする。
- (a) 公的機関が他の者(別の公的機関を含む。)から入手した情報であること。
- (b) 情報を保有している公的機関による(この法律に基づく以外の方法での)公衆に対する情報開示が、当該情報の提供者又は他の者による提訴可能な守秘義務違反を構成

すること。

- (2) 第1条(1)項(a)号の規定に従って行うべきこととなる情報保有の認否が、(この法律とは別に) 提訴可能な守秘義務違反を構成することとなるとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。

(法律専門家の秘匿特権)

第42条 (1) 情報で、裁判手続において、法律専門家の秘匿特権であるとの主張又はスコットランドにおいては秘匿情報であるとの主張が支持されることとなり得るものは、除外情報とする。

- (2) 第1条(1)項(a)号の規定に従うことが、裁判手続において前項の主張が支持されることとなる情報(既に記録されているか否かにかかわらず)の開示を伴うこととなるとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。

(商業的利益)

第43条 (1) 営業秘密を構成する情報は、除外情報とする。

- (2) この法律に基づく情報の開示が、何人か(当該情報を保有している公的機関も含む。)の商業的利益を害し、又は害するおそれのあるときは、当該情報は、除外情報とする。

- (3) 第1条(1)項(a)号の規定に従うことが、(2)項に掲げる利益を害し、若しくは害するおそれがあるとき、又はその限りにおいて、情報保有の認否義務は生じない。

(開示の禁止)

第44条 (1) 情報を保有している公的機関による(この法律に基づく以外の方法での)情報開示が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該情報は、除外情報とする。

- (a) 法律の規定により、又は法律の規定に基

づき禁じられているとき。

- (b) ヨーロッパ共同体の義務に抵触するとき。
- (c) 裁判所侮辱を構成することとなり、又は裁判所侮辱罪として可罰的となるとき。
- (2) 第1条(1)項(a)号の規定に従って行うべきこととなる情報保有の認否が、(この法律とは別に) (1)項(a)号から(c)号のいずれかに該当することとなる場合には、情報保有の認否義務は生じない。

第三章 主務大臣、大法官及び情報コミッショナーの一般的権限

(主務大臣による実施要領の制定)

第45条 (1) 主務大臣は、公的機関が第I章に基づく職務を遂行する上で従うことが望ましいと認める実務について、公的機関に対して指針を示す実施要領を制定するものとし、かつ、時宜に応じてこれを改訂することができるものとする。

- (2) 実施要領は、特に、次の事項に関する規定を含まなければならない。

- (a) 公的機関に対して情報の請求を行おうとする者又は請求を行った者に対する公的機関による助言及び援助の供与
- (b) 一の公的機関から、請求された情報を保有する、又はその可能性のある他の公的機関に対する請求の移送
- (c) 請求された情報と関係のある者又は情報開示に利害関係を有する者との協議
- (d) 公的機関の締結する契約への情報開示に関する条項の挿入
- (e) 公的機関による情報請求の処理に関する不服を取り扱うための手続の公的機関による整備
- (3) 実施要領は、異なる公的機関に対して異なる規定を設けることができる。
- (4) この条に基づく実施要領の制定又は改訂に

- 先立ち、主務大臣は、コミッショナーと協議するものとする。
- (5) 主務大臣は、この条に基づき制定され又は改訂された実施要領を、議会の各議院に提出するものとする。

(大法官による実施要領の制定)

- 第46条** (1) 大法官は、関係機関がその記録を保管、管理及び破棄する上で従うことが望ましいと認める実務について、当該機関に対して指針を示す実施要領を制定するものとし、かつ、時宜に応じてこれを改訂することができるものとする。
- (2) 1958年公記録法又は1923年（北アイルランド）公記録法の目的上公的記録とされる記録に関して、国立公文書館、北アイルランド公文書館及びその他の公的機関の、この法律の下での職務の執行を容易にするため、実施要領には、次に掲げる事項に関する指針をも含めることができるものとする。
- (a) 1958年公記録法第3条(4)項又は1923年（北アイルランド）公記録法第3条に基づく記録の移管に関し採用されるべき実務
- (b) 前号に掲げる規定に基づく移管に先立ち、記録を審査する実務
- (3) この条に基づく職務を執行する上で、大法官は、関係機関の保有する情報への公衆アクセスを認めることの公益に配慮するものとする。
- (4) 実施要領は、異なる関係機関に対して異なる規定を設けることができる。
- (5) この条に基づいて実施要領を制定し又は改訂するに先立ち、大法官は、次に掲げる者と協議するものとする。
- (a) 主務大臣
- (b) コミッショナー
- (c) 北アイルランドに関し、所管の北アイルランドの大臣

- (6) 大法官は、この条に基づいて制定され又は改訂された実施要領を議会の各議院に提出するものとする。
- (7) この条において「関係機関 (relevant authority)」とは、次に掲げるものをいう。
- (a) 公的機関
- (b) 公的機関ではないが、その管理上及び所掌の記録が、1958年公記録法又は1923年（北アイルランド）公記録法の目的上公的記録とされる職又は団体

(コミッショナーの一般的権限)

- 第47条** (1) コミッショナーの職責は、公的機関による良好な運用の促進、及び特に次の各号の公的機関による遵守の促進について、この法律に基づきその権限を行使することにある。
- (a) この法律が要求する事項
- (b) 第45条及び第46条に基づく実施要領の条項
- (2) コミッショナーは、公衆への提供が適切と思われる次の各号に関する情報を、適切と考える形式及び方法で広報する措置を講ずることとし、これらの事項について何人にも助言を与えることができるものとする。
- (a) この法律の適用
- (b) 良好な運用
- (c) この法律に基づくコミッショナーの権限内にあるその他の事項
- (3) コミッショナーは、公的機関の同意を得て、当該機関が良好な運用を遂行しているか否かを評価することができる。
- (4) コミッショナーは、この条に基づきコミッショナーが提供するサービスに対して、主務大臣の同意を得て決定し得る金額を徴収することができる。
- (5) コミッショナーは、適切と考えるとき、次の各号の協議を時宜に応じて行うものとする

る。

- (a) 1958年公記録法の目的上公的記録とされる記録に関して、第46条に基づく実施要領の条項の公的機関による遵守をコミッショナーが促進することについて、国立公文書館長との間で行う協議
- (b) 1923年（北アイルランド）公記録法の目的上公的記録とされる記録に関して、公的機関によるこれらの条項の遵守をコミッショナーが促進することについて、北アイルランド公文書館副館長との間で行う協議
- (6) この条において「良好な運用（good practice）」とは、公的機関に関しては、この法律に基づくその権限の行使において、コミッショナーが望ましいと認める運用をいい、かつ、この法律が要求する事項並びに第45条及び第46条に基づく実施要領の規定の遵守を含む（ただし、これに限定されない。）。

（良好な運用に関する勧告）

- 第48条** (1) この法律に基づく公的機関の職務の遂行が第45条及び第46条に基づく実施要領の定めと合致するものではないとコミッショナーが判断したときは、コミッショナーは合致を促進するために採るべき措置を明記した勧告（この条においては「運用勧告（practice recommendations）」という。）を公的機関に与えることができる。
- (2) 運用勧告は書面で与えられるものとし、かつ、コミッショナーが公的機関の運用において合致していないと考える実施要領の個別の規定に言及するものとする。
 - (3) 1958年公記録法の目的上公的記録とされる記録に関して、第46条に基づく実施要領との合致を勧告した運用勧告を、国立公文書館以外の公的機関に与えるに先立ち、コミッショナーは国立公文書館館長と協議するものとする。

- (4) 1923年（北アイルランド）公記録法の目的上公的記録とされる記録に関して、第46条に基づく実施要領との合致を勧告した運用勧告を、北アイルランド公文書館以外の公的機関に与えるに先立ち、コミッショナーは北アイルランド公文書館副館長と協議するものとする。

（議会に提出する報告書）

- 第49条** (1) コミッショナーは、この法律に基づくその権限の行使に関する概括的な年次報告書を議会の各議院に提出するものとする。
- (2) コミッショナーは、時宜に応じて、適当と思料する権限に関するその他の報告書を議会の各議院に提出することができる。

第IV章 執行

（コミッショナーによる裁決を求める審査請求）

- 第50条** (1) 何人（この条において「審査請求人（the complainant）」という。）も、コミッショナーに対し、審査請求人が公的機関に行った情報の請求が、特定の点について、第I章の要求する事項に従って取り扱われてきたか否かの裁決を求める申立てをすることができる。
- (2) この条に基づく申立てを受理したときは、コミッショナーは、次に掲げるいずれかのことが認められない限り、裁決をするものとする。
 - (a) 審査請求人が、第45条に基づく実施要領に則して公的機関が定めている不服申立て手続を尽くしていないこと。
 - (b) 申立てを行う上で不当な遅滞があったこと。
 - (c) 申立てが不真面目なもの又は濫用に当たること。
 - (d) 申立てが取り下げられ、又は放棄された

ものであること。

- (3) コミッショナーは、この条に基づく申立てを受理したときは、次のいずれかのことを行うものとする。
- (a) 当該申立ての結果としてこの条に基づく何らの裁決もしなかったこと及び裁決をしない理由について、審査請求人に通知すること。
- (b) その決定の通知（この法律において「裁決通知（decision notice）」という。）を審査請求人及び公的機関に送達すること。
- (4) コミッショナーによって公的機関が次のいずれかに該当するものと裁決されるときは、その裁決通知は、公的機関が当該の要求に従って採らなければならない措置及びその措置が採られなければならない期間を定めるものとする。
- (a) 第1条(1)項の要求する事項について、情報の提供を怠り、又は確認若しくは否認をすることを怠ったこと。
- (b) 第11条及び第17条のいずれの要求にも従わなかったこと。
- (5) 裁決通知は、第57条により付与された不服申立ての権利の詳細を含むものでなければならない。
- (6) 裁決通知が、定められた期間内に公的機関の採るべき措置を要求する場合、その通知で定められる期間は、その通知に対して不服申立てがなされ得る期間の終了以前に満了するものであってはならず、かつ、不服申立てがなされたとき、この不服申立てによって影響を受ける措置は、不服申立ての裁決又は取下げまでは採られる必要はない。
- (7) この条は、第53条に従って効力を有する。

（情報通知）

第51条 (1) コミッショナーは、次の各号のいずれかに該当する場合、公的機関に対し通知

（この法律において、「情報通知(an information notice)」という。）を送達し、当該機関がその通知に明記された期間内に、通知に明記された形式によって、その審査請求、第I章の遵守又は実施要領との合致に関して通知に明記された情報をコミッショナーに提供することを求めることができる。

- (a) 第50条に基づく審査請求を受理した場合
- (b) 次のいずれかの目的のため、情報を合理的に要求する場合
- (i) 公的機関が第I章の要求する事項を遵守したか否か、又は遵守しているか否かを判定する目的
- (ii) この法律に基づく公的機関の職務の遂行に関して、当該機関の運用が、第45条及び第46条に基づく実施要領で規定された運用に合致しているか否かを判定する目的
- (2) 情報通知には、次のいずれかの記述が含まれていなければならない。
- (a) 第1項(a)号に該当する場合は、コミッショナーが第50条に基づく審査請求を受理したという記述
- (b) 第1項(b)号に該当する場合は、次のいずれをも含む記述
- (i) コミッショナーが、通知に明記された情報を、(1)項(b)号にいう目的のいずれかにとって必要であるとみなしていること。
- (ii) 当該情報を、その目的にとって必要であるとみなす理由
- (3) 情報通知は、第57条により付与された不服申立ての権利の詳細をも含むものでなければならない。
- (4) 情報通知において定められた期間は、当該通知に対して不服申立てを提起し得る期間の終了以前に満了となるものであってはならず、かつ、不服申立てが提起された場合、情

報は、その不服申立ての裁決又は取下げが行われるまで提供される必要はない。

- (5) 公的機関は、次のいずれかに該当する通信に関しては、この条を理由として情報をコミッショナーに与えることを義務付けられるものではない。
- (a) 職業的法律助言者とその依頼人との通信で、この法律に基づく依頼人の義務、責任又は権利に関して、依頼人に法的助言を与えることに関するもの
- (b) 職業的法律助言者とその依頼人との通信又は職業的法律助言者若しくはその依頼人と他の者との間の通信で、この法律に基づく、又はこの法律から生起する手続（審判所における手続を含む。）との関連において、又はその手続を予期して、かつ、そのような手続の目的のために行われたもの
- (6) 前項において、職業的法律助言者の依頼人とは、そのような依頼人を代理する者を含む。
- (7) コミッショナーは、情報通知が送達された機関への書面による通知をもって、情報通知を撤回することができる。
- (8) この条において、「情報 (information)」とは、記録されていない情報を含む。

(執行通知)

- 第52条** (1) 公的機関が第 I 章の要求する事項に従っていないことをコミッショナーが確信したときは、コミッショナーは当該機関に対して通知（この法律において「執行通知 (an enforcement notice)」という。）を送達し、通知に明記された期間内に、それらの事項の遵守のため通知に明記された措置を講ずることを、当該機関に求めることができる。
- (2) 執行通知は、次の各号を含むものとする。
- (a) コミッショナーが公的機関が従っていないと確信した第 I 章の要求する事項についての記述、及びコミッショナーが当該結論

に至った理由

- (b) 第57条により付与された不服申立ての権利の詳細
- (3) 執行通知は、その通知に対する不服申立てが提起され得る期間の終了以前には、当該通知の条項が遵守されることを求めるものであってはならず、かつ、不服申立てが提起された場合には、通知は、不服申立ての裁決又は取下げが行われるまで、遵守される必要はない。
- (4) コミッショナーは、執行通知が送達された機関への書面による通知をもって、執行通知を撤回することができる。
- (5) この条は、第53条の規定に従って効力を有する。

(裁決通知又は執行通知遵守義務の例外)

第53条 (1) この条は、次の各号の条件を満たす裁決通知又は執行通知に対し適用する。

- (a) 次のいずれかの機関に対し送達されたもの
- (i) 政府の省
- (ii) ウェールズ国民議会
- (iii) この条の目的のため、主務大臣の命令により指定された公的機関
- (b) 一又は二以上の情報請求に関し、次のいずれかの場合に関連するもの
- (i) 情報保有の認否義務は生じないとする第 II 章の規定に該当する情報に関し、第 1 条(1)項(a)号の遵守を怠った場合
- (ii) 除外情報に関し、第 1 条(1)項(b)号の遵守を怠った場合
- (2) この条が適用される裁決通知又は執行通知は、発効日から20業務日以内に、その機関に関する責任者が、合理的根拠に基づき、当該請求に関しこの条の(1)項(b)号に当たる懈怠は無かったとする意見をまとめ、署名した証明書をコミッショナーに提出したとき、効力を

- 失うものとする。
- (3) 責任者が(2)項に基づきコミッショナーに対し証明書を提出した場合、その責任者は、その後実行可能な限り速やかに、次の機関に対し証明書の写しを提出しなければならない。
- (a) 議会の各議院
- (b) その証明書が北アイルランドの省又は北アイルランドの公的機関に対し送達された裁決通知又は執行通知に関連する場合には、北アイルランド議会
- (c) その証明書がウェールズ国民議会又はウェールズの公的機関に対し送達された裁決通知又は執行通知に関連する場合には、ウェールズ国民議会
- (4) (2)項の裁決通知又は執行通知に関する「発効日 (the effective date)」とは、次のいずれかをいう。
- (a) 公的機関に通知が行われた日
- (b) 第57条に基づく不服申立てが提起された場合は、当該不服申立て（又はそれから生じる更なる不服申立て）の裁決又は取下げが行われた日
- (5) (1)項(a)号(iii)に基づき命令を作成する前に、主務大臣は、次の者と協議するものとする。
- (a) その命令がウェールズの公的機関に関する場合は、ウェールズ国民議会
- (b) その命令が北アイルランド議会に関する場合は、同議会議長
- (c) その命令が北アイルランドの公的機関に関する場合は、北アイルランド首席大臣及び副主席大臣
- (6) 裁決通知に関し責任者が(2)項に基づきコミッショナーに証明書を提出する場合、その責任者は、証明書の提出と同時に、又は提出後合理的に実行可能な限り速やかに、第50条に定める審査請求人に対し、その意見の理由を知らせなければならない。
- (7) 責任者は、(6)項を遵守すれば除外情報を開

- 示することとなる時、又はその限りにおいて、同項に基づく情報の提供義務を負わない。
- (8) この条において「責任者 (accountable person)」とは、次の者をいう。
- (a) 北アイルランドの省又は北アイルランドの公的機関に関しては、共同して行動する北アイルランド首席大臣及び副主席大臣
- (b) ウェールズ国民議会又はウェールズの公的機関に関しては、議会首席大臣
- (c) その他の公的機関に関しては、次のいずれかの者
- (i) 内閣の構成員である国王の大臣
- (ii) 法務総裁、スコットランド法律顧問官又は北アイルランド法務総裁
- (9) この条において「業務日 (working day)」とは、第10条におけると同一の意味を有する。

(通知の遵守の懈怠)

- 第54条** (1) 公的機関が次の各号のいずれかの通知の遵守を怠ったときは、コミッショナーは、裁判所に対して書面をもって、当該機関がその通知の遵守を怠ったことを証明することができる。
- (a) 措置を採ることを要求する裁決通知
- (b) 情報通知
- (c) 執行通知
- (2) この条の目的上、情報通知の遵守と称して、次の各号に掲げる文書を作成した公的機関は、その通知の遵守を怠ったものとみなす。
- (a) 重要な点に誤りがあると了知している文書
- (b) 無謀に作成された重要な点に誤りがある文書
- (3) 裁判所は、(1)項の規定に基づく遵守の懈怠の証明書が提出されたときは、当該事案について調査し、公的機関に反対して又は公的機関を支持するために招致され得る証人の聴取の後であって、かつ、抗弁として提供され得

る陳述の聴取の後に、裁判所侮辱を犯したものであるとして、当該機関を取り扱うことができる。

(4) この条において「裁判所 (the court)」とは、高等法院 (the High Court) をいい、又はスコットランドにおいては民事上級裁判所 (the Court of Session) をいう。

(立入り及び検査の権限)

第55条 別表3 (立入り及び検査の権限) は、効力を有する。

(公的機関に対する訴訟の排除)

第56条 (1) この法律は、この法律により又はこの法律に基づき課せられる義務の遵守の懈怠に関し、民事訴訟を提起する権利を付与するものではない。

(2) 前項の規定は、第54条に基づくコミッショナーの権限に影響を与えるものではない。

第V章 不服申立て

(第IV章に基づいて送達された通知に対する不服申立て)

第57条 (1) 裁決通知が送達されたときは、審査請求人又は公的機関は、その通知に対し、裁判所に不服申立てをすることができる。

(2) コミッショナーにより情報通知又は執行通知を送達された公的機関は、その通知に対し、裁判所に不服申立てをすることができる。

(3) 次の各号に関する裁決通知又は執行通知については、(1)項及び(2)項は、「公的機関」を「公的機関又は責任ある機関」と読み替えて適用されるものとする。

(a) 第66条が適用される情報

(b) 第66条(3)項又は(4)項の定めるところにより、所管の記録管理機関ではなく責任ある機関が決定することを義務付けられる事項

(不服申立ての裁決)

第58条 (1) 第57条に基づく不服申立てがあった場合において、審判所が次の各号に当たると思料するときは、不服申立てを認容し、又はコミッショナーが送達することができた別の通知を代わりに発するものとし、その他の場合には、審判所は、不服申立てを棄却するものとする。

(a) 不服申立ての対象とされた通知が、法律に従っていないこと。

(b) 通知がコミッショナーによる裁量権の行使を伴う限りにおいて、裁量権が別異に行使されるべきであったこと。

(2) この不服申立てがあったとき、審判所は、当該通知が基礎とした事実認定を審査することができる。

(審判所の裁決に対する出訴)

第59条 第57条に基づく審判所への不服申立ての当事者は、審判所の裁決に対して、法律問題に関し、管轄の裁判所へ出訴することができる。管轄の裁判所は、次のものとする。

(a) 公的機関の所在地がイングランド又はウェールズである場合には、イングランド高等法院

(b) その機関の所在地がスコットランドである場合には、民事上級裁判所

(c) その機関の所在地が北アイルランドである場合には、北アイルランド高等法院

(国家安全保障の証明書に対する不服申立て)

第60条 (1) 次の各号に掲げる者は、第23条(2)項又は第24条(3)項に基づく証明書が発せられたときは、当該証明書に対して審判所に不服申立てを行うことができる。

(a) コミッショナー

(b) 当該証明書の発出によって情報の請求が影響を受ける請求者

(2) 第23条(2)項に基づく証明書に関する前項に

- 基づく不服申立てについて、審判所は、当該証明書において言及された情報が第23条(1)項の定めるところにより除外情報とはならないと認めるときは、その不服申立てを認容し、当該証明書を破毀することができる。
- (3) 第24条(3)項に基づく証明書に関する(1)項に基づく不服申立てについて、審判所は、司法審査のための申立てについて裁判所によって適用される諸原則を適用して、主務大臣が当該証明書を発するのための合理的な根拠を有しないと認めるときは、その不服申立てを認容し、当該証明書を破毀することができる。
- (4) この法律に基づく手続において、概略的記述の方法で情報を特定する第24条(3)項に基づく証明書が個別の情報に適用されると公的機関が主張するとき、当該手続の他の当事者は、その証明書が問題となっている情報に適用されないことを理由として、審判所に不服申立てを行うことができ、(5)項に基づく決定を条件として、当該証明書は、個別の情報に適用されると確定的に推定されるものとする。
- (5) 審判所は、(4)項に基づく不服申立てについて、当該証明書が個別の情報に適用されないことを決定することができる。

(不服申立手続)

- 第61条 (1) 別表4(不服申立手続に関する1998年データ保護法別表6の改正を内容とするもの)は、効力を有する。
- (2) 前項により、1998年データ保護法別表6は、この章に基づく不服申立てに関し(適用可能な限りにおいて)、効力を有する。

第VI章 歴史的記録及び国立公文書館又は北アイルランド公文書館収蔵の記録

(第VI章の解釈)

- 第62条 (1) この章の目的上、記録は、それが

作成された年の翌年から起算して30年の期間を満了したときに、「歴史的記録(historical record)」となる。

- (2) この章の目的上、異なる日に作成された記録が管理のために一のファイルその他の集合体にまとめられているときは、当該ファイルその他の集合体におけるすべての記録は、それらの記録のうち最も新しいものが作成された時に作成されたものとして取り扱われるものとする。
- (3) この章において「年(year)」とは、暦年をいう。

(除外扱いの解除—歴史的記録一般)

- 第63条 (1) 歴史的記録に含まれる情報は、第28条、第30条(1)項、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条(1)項(a)号、第42条又は第43条の定めるところによる除外情報とはならない。
- (2) 第1条(1)項(a)号の遵守は、歴史的記録に関しては、第28条(3)項、第33条(3)項、第36条(3)項、第42条(2)項又は第43条(3)項に掲げる効果を有し得ないものとする。
- (3) 情報は、その情報を含む記録が作成された年の翌年から起算して60年の期間を満了した後は、第37条(1)項(b)号の定めるところによる除外情報とはならない。
- (4) 情報は、その情報を含む記録が作成された年の翌年から起算して100年の期間を満了した後は、第31条の定めるところによる除外情報とはならない。
- (5) 第1条(1)項(a)号の遵守は、いかなる記録に関しても、その記録が作成された年の翌年から起算して100年の期間を満了した後のいかなる時点においても、第31条(1)項に掲げる事項を害しないものとする。

(除外扱いの解除—公文書館収蔵の記録)

第64条 (1) 国立公文書館又は北アイルランド公文書館収蔵の歴史的記録に含まれる情報は、第21条又は第22条による除外情報とはならない。

(2) 国立公文書館又は北アイルランド公文書館収蔵の歴史的記録に含まれる情報で、第23条(1)項に該当するものについては、第2条(3)項が、第23条に関する部分を除いて効力を有する。

(歴史的記録の裁量的開示の拒否に関する決定)

第65条 (1) 歴史的記録に含まれる情報であって、かつ、第2条(3)項に明記されていない規定の定めるところによって除外情報とされる情報の開示請求を拒否するときは、それに先立ち公的機関は次のいずれかの者と協議するものとする。

- (a) 歴史的記録が1958年公記録法に定める公的記録である場合には、大法官
- (b) 歴史的記録が1923年（北アイルランド）公記録法が適用される公的記録である場合には、所管の北アイルランドの大臣

(2) この条は、第66条が適用される情報には適用されない。

(特定の移管された公的記録に関する決定)

第66条 (1) この条は、移管された公的記録に含まれる（又は存在したならば含まれるであろう）情報に適用される。ただし、責任ある機関がこの条の目的上、公開情報として指定している情報についてはこの限りでない。

(2) この条が適用される情報が次のいずれかであることを決定するに先立ち、所管の記録管理機関は責任ある機関と協議するものとする。

- (a) 情報保有の認否義務に関する第II章の規定の範囲内にある情報

(b) 除外情報に該当する情報

(3) この条が適用される情報が情報保有の認否義務に関する第II章のある規定には該当するが、第2条(3)項に明記された当該義務に関する同章のいずれの規定にも該当しない場合は、第2条(1)項(b)号の適用に関する問題は、所管の記録管理機関ではなく責任ある機関によって決定される。

(4) この条が適用される情報が、第2条(3)項に明記されてはいないが第II章のいずれかの規定の定めるところによって除外情報とされる場合は、第2条(2)項(b)号の適用に関する問題は、所管の記録管理機関ではなく責任ある機関によって決定される。

(5) 責任ある機関は、(3)項又は(4)項の定めるところに従い、第2条(1)項(b)号又は(2)項(b)号の適用の決定に関して次の者と協議するものとする。

- (a) 移管された公的記録が1958年公記録法に定める公的記録である場合には、大法官
- (b) 移管された公的記録が1923年（北アイルランド）公記録法が適用される公的記録である場合には、所管の北アイルランドの大臣

(6) この条が適用される情報に関して責任ある機関が（この項は別として）公的機関でない場合には、その機関は次の事項に関する限りにおいてこの法律の第III章、第IV章及び第V章の目的上、公的機関として扱われるものとする。

- (a) 第15条(3)項によって課せられる義務
- (b) この条が適用される情報に関連した、第I章の遵守に関する情報提供についての何らかの要件の賦課

(公記録法の改正)

第67条 別表5（1958年公記録法及び1923年（北アイルランド）公記録法を改正するもの）は、

効力を有する。

第VII章 1998年データ保護法の改正

公的機関によって保有される個人情報に関する改正

〔「データ」の意義の拡張〕

第68条 (1) 1998年データ保護法第1条(基本的な解釈規定)は、(2)項及び(3)項に従い改正される。

(2) 同条(1)項を、次のように改正する。

(a) 「データ (data)」の定義において、(c)号の末尾の「又は (or)」を削り、(d)号の次に次の文言を加える。

「又は、

(e) 公的機関によって保有される記録された情報で、(a)号から(d)号までのいずれにも該当しないもの」

(b) 「処理 (processing)」の定義の次に次の文言を加える。

「〔公的機関 (public authority)〕は、2000年情報自由法 (Freedom of Information Act 2000)におけるものと同一の意味を有する。」

(3) (4)項の次に次の二項を加える。

〔(5) (1)項における「データ (data)」の定義に関する(e)号において、公的機関によって「保有されている (held)」情報というときは、2000年情報自由法第3条(2)項に従い解釈される。

(6) 2000年情報自由法第7条によって同法の第I章から第V章までが公的機関により保有されている一定の情報に適用されない場合には、その情報は(1)項の「データ (data)」の定義に関する(e)号の目的上、公的機関によって保有されるものとしては取り扱われない。」

(4) 同法第56条(一定の記録の作成についての要求の禁止)中(6)項の次に次の一項を加える。

〔(6A) ある記録が第1条(1)項の「データ (data)」の定義中(e)号に該当する個人データのみに関連するか、又は関連することになる限りにおいて、その記録は関連記録としない。〕

(5) 同法第71条(表現の定義の索引)の表中、処理 (processing)に関する記述の次に次の項目を加える。

「公的機関 (public authority) 第1条(1)項」

(公的機関が保有する非体系的個人データへのアクセス権)

第69条 (1) 1998年データ保護法第7条(1)項(個人データへのアクセス権)中「第8条及び第9条」を「第8条、第9条及び第9A条」に改める。

(2) 同法第9条の次に次の条を加える。

「(公的機関が保有する非体系的個人データ)

第9A条 (1) この条において、「非体系的個人データ (unstructured personal data)」とは、第1条(1)項における「データ (data)」の定義中(e)号に該当する個人データで、個人に関する一連の情報が個人への参照又は個人に関する基準への参照により体系化されている限りにおいて、その一連の情報の一部として、又は一部とすることを意図して記録された情報以外の情報をいう。

(2) 公的機関は、第7条に基づく請求が非体系的個人データの叙述を含む場合を除き、非体系的個人データに関し、第7条(1)項を遵守する義務を負わない。

(3) データ主体による請求が非体系的個人データの叙述を含む場合であっても、当該データに関する請求に応じる費用が相当な限度を超えると公的機関が見積もるときは、当該公的機関は、非体系的個人

データに関し、第7条(1)項を遵守する義務を負わない。

- (4) 非体系的個人データに関して第7条(1)項(a)号の規定に従う費用のみで相当な限度を超えると見積もられる場合を除き、(3)項は、当該公的機関がそのデータに関して同(a)号の規定を遵守する義務を免除するものではない。
 - (5) (3)項及び(4)項において「相当な限度 (the appropriate limit)」とは、規則により主務大臣が定める額をいい、異なる事案に関しては異なる額を定めることができる。
 - (6) この条の目的上、費用の見積りは、2000年情報自由法第12条(5)項に基づく規則に従って行わなければならない。」
- (3) 同法第67条(5)項（議会の否認決議の手續に従う委任法規命令）(c)号中「又は第9条(3)項」を「、第9条(3)項又は第9A条(5)項」に改める。

（公的機関が保有する特定の手作業によるデータに適用される除外規定）

第70条 (1) 1998年データ保護法第33条の次に次の一条を加える。

「（公的機関が保有する手作業によるデータ）

第33A条 (1) 第1条(1)項の「データ」の定義中(e)号に該当する個人データは、次の規定の適用が除外される。

- (a) データ保護原則第1、第2、第3、第5、第7及び第8
- (b) データ保護原則第6。ただし、第7条及び第14条によってデータ主体に付与された権利に関する限りのものは除く。
- (c) 第10条から第12条まで
- (d) 第13条。ただし、第7条又はデータ保護原則第4の違背によって生じる損

害及びその違背によって更に被る苦痛に関する限りのものは除く。

(e) 第III章

(f) 第55条

- (2) 第1条(1)項の「データ」の定義中(e)号に該当し、次に掲げる勤務のいずれかに関連する任命、解任、給与、懲戒、退職年金、その他の人事上の問題に関する個人データについてもまた、その他のデータ保護原則及び第II章のその他の規定が適用されない。

(a) 国王の軍隊における勤務

(b) 国王又は公的機関の下での職務又は雇用における勤務

(c) 職務若しくは雇用における勤務又はそれらの勤務のための契約に基づく勤務で、その勤務に関し、措置を行う権限又は採られた措置を決定し若しくは承認する権限が、前記事項について、女王陛下、国王の大臣、ウェールズ国民議会、(2000年情報自由法に定める意味における)北アイルランドの大臣又は公的機関に付与されているもの」

- (2) 1998年データ保護法第55条（個人データの不法取得等）(8)項中「第28条」の次に「又は第33A条」を加える。

- (3) 1998年データ保護法別表8第III章（2001年10月23日の翌日から2007年10月24日の前日までに適用される除外規定）中第14パラグラフの次に次の規定を加える。

「第14Aパラグラフ (1) このパラグラフは、第1条(1)項の「データ (data)」の定義中(e)号に該当する個人データであって第14パラグラフ(1)項(a)号に該当しない個人データに適用されるが、第16パラグラフが定める除外規定が適用される適格な手作業のデータには適用されない。

- (2) 第2の経過期間中、このパラグラフが適

用されるデータは次の規定の適用が除外される。

- (a) データ保護原則第4
- (b) 第14条(1)項から(3)項まで

(4) 1998年データ保護法別表13 (2007年10月24日より前に効力を発する法律の改正) 第1パラグラフに規定された同法第12A条(4)項(b)号中「第14パラグラフ」の次に「又は第14Aパラグラフ」を加える。

(1998年データ保護法第III章に基づく登録すべき項目)

第71条 1998年データ保護法第16条(1)項 (登録できる項目) 中、(f)号の末尾の「及び (and)」の前に次の規定を加える。

「(ff) データ管理者が公的機関の場合、その事実の記述」

(法律に基づく情報の入手で適用除外の目的のために無視されるもの)

第72条 1998年データ保護法第34条 (法律規定により又は法律規定に基づき公衆が入手し得る情報) 中「法律規定 (enactment)」の次に「(2000年情報自由法中の法律規定を除く。)」を加える。

その他の改正

(1998年データ保護法のその他の改正)

第73条 別表6 (1998年データ保護法のその他の改正を含む。) は、効力を有する。

第VIII章 雑則及び附則

(環境情報に関する規定の制定に関する権限)

第74条 (1) この条において、「オーフス条約 (the Aarhus Convention)」とは、1998年6月25日にオーフスで署名された環境の分野における情報へのアクセス、政策決定への公衆の参加及び裁判へのアクセスに関する条約を

いう。

(2) この条の目的上、オーフス条約の「情報規定 (the information provisions)」とは、第4条並びに第4条に関連する限りにおける第3条及び第9条をいう。

(3) 主務大臣は、次に掲げる目的のために、相当と認める規定を規則によって定めることができる。

- (a) オーフス条約の情報規定又は条約第14条に従って行われる同規定の改正の実施
- (b) 情報規定若しくはその改正に起因し、又は関連する事項への対処

(4) (3)項に基づく規則は、特に、次に掲げる事項について定めることができる。

- (a) 規則に従って情報を提供するために料金を課すること。
- (b) 情報の開示と関連して規則により課せられる義務が法律規定又は法理 (rule of law) にかかわらず効力を有すると規定すること。

(c) 主務大臣による実施要領の制定のための規定を定めること。

(d) 明記することのできる修正を伴って、実施要領に関連し、第47条及び第48条を適用するための規定を定めること。

(e) 規則中に明記することのできる修正を伴って、これらの規則の求めることへの遵守に関連し、第IV章及び第V章を適用するための規定を定めること。

(f) 主務大臣が相当と認める経過的又は派生的な規定 (法律規定を修正する規定を含む。) を含むこと。

(5) この条は、第80条に従って効力を有する。

(情報の開示を禁止する法律規定を改正し、又は廃止する権限)

第75条 (1) 公的機関が保有する情報の開示を禁止する法律規定に関して、その法律規定が

第44条(1)項(a)号の定めるところにより第1条に基づく情報の開示を妨げることができると主務大臣が認めるときには、主務大臣は、禁止を除去し、又は緩和することを目的として、命令（order）によりその法律規定を廃止し、又は改正することができる。

(2) (1)項にいう「法律規定 (enactment)」とは、次のいずれかをいう。

(a) この法律より前に又は同一の会期に可決された法律中に含まれる法律規定

(b) この法律より前に可決され、又は制定された北アイルランドの立法又は従位立法中に含まれる法律規定

(1)項にいう「情報 (information)」には、記録されていない情報を含む。

(3) この条に基づく命令は、次の全部又はいずれかの措置を採ることができる。

(a) 禁止を含む法律規定の改正又は廃止から

派生し、又はこれに付随して生ずると主務大臣が思料する法律規定の修正を行うこと。

(b) 主務大臣が適当と認める経過規定及び救済条項を含めること。

(c) 異なる事案に関しては、別の規定を定めること。

(コミッショナーとオンブズマンとの間の情報開示)

第76条 (1) コミッショナーは、この法律若しくは1998年データ保護法に基づき又はこれらの目的のために取得し、又は提供を受けた情報が、次表の第1の欄に明記された者に関して定めている第2の欄の法律に基づいてその者による調査の対象となり得る事項に係すると認めるとき、その者に対し当該情報を開示することができる。

表

| オンブズマン | 法律規定 |
|-----------------------------------|---|
| 行政監察議会コミッショナー | 1967年議会コミッショナー法（法律第13号） |
| イングランド保健サービスコミッショナー | 1993年保健サービスコミッショナー法(法律第46号) |
| ウェールズ保健サービスコミッショナー | 1993年保健サービスコミッショナー法(法律第46号) |
| スコットランド保健サービスコミッショナー | 1993年保健サービスコミッショナー法(法律第46号) |
| 1974年地方政府法第23条(3)項で定義される地方コミッショナー | 1974年地方政府法（法律第7号）第三章 |
| スコットランド地方行政コミッショナー | 1975年地方政府（スコットランド）法（法律第30号）第二章 |
| 行政監察スコットランド議会コミッショナー | 1998年スコットランド法(暫定及び経過規定)(事務の不当処理の苦情)1999年命令(S.I.1999/1351) |
| ウェールズ行政オンブズマン | 1998年ウェールズ政府法（法律第38号）別表9 |
| 北アイルランド苦情処理コミッショナー | 1996年苦情処理コミッショナー(北アイルランド)命令(S.I.1996/1297(N.I.7)) |
| 北アイルランド議会オンブズマン | 1996年オンブズマン(北アイルランド)命令(S.I.1996/1298(N.I.8)) |

- (2) 別表7 ((1)項に基づきオンブズマンに開示される情報に関する改正及びオンブズマンによるコミッショナーに対する情報開示に関する改正を含む。)は、効力を有する。

(開示を妨害する目的で記録を改ざんする等の罪)

第77条 (1) 次の場合において、この項の適用を受ける者が、請求者が提供される権利を与えられていた情報の全部又は一部についての公的機関による開示を妨げる目的で、公的機関が保有する記録を改ざんし、汚損し、封鎖し、消去し、損壊し、又は隠匿したときは、有罪とする。

- (a) 情報の請求が、公的機関に対して既に行われていて、かつ、
- (b) この法律の第1条又は1998年データ保護法第7条に基づき、請求者が、(所定の手数料を納めることを条件として、)当該の条に従って情報を提供される権利を与えられていた場合
- (2) (1)項は、公的機関及びこれによって雇用される者、公的機関の役員又は公的機関の指示に従う者に適用される。
- (3) この条に基づき有罪とされた者は、陪審によらない有罪判決において、罰金等級表レベル5を超えない罰金に処する。
- (4) この条に基づく犯罪に対する手続は、次の場合にのみ開始される。
- (a) イングランド又はウェールズにおいては、コミッショナーによるとき又は公訴局長官によるとき若しくはその同意を得たとき。
- (b) 北アイルランドにおいては、コミッショナーによるとき又は北アイルランド公訴局長官によるとき若しくはその同意を得たとき。

(現行権限のための留保)

第78条 この法律のいかなる規定も、その保有する情報を公的機関が開示する権限を制約するものと解してはならない。

(名誉毀損)

第79条 ある者(「請求者 (applicant)」)に対し第1条に基づき公的機関により提供された情報が、第三者からその公的機関に供与されたものである場合においては、その情報に含まれる名誉毀損となる事項の請求者への公表は、その公表が悪意をもって行われたことが証明される場合を除き、免責されるものとする。

(スコットランド)

第80条 (1) 第4条(1)項又は第5条に基づくいかなる命令も、(2)項に明記する機関に関して制定することができず、及び第74条(3)項により付与された権限には、これらの機関により保有される情報に関して規定を定める権限を含まない。

- (2) (1)項にいう機関は、次の機関をいう。
- (a) スコットランド議会
- (b) スコットランド行政部の組織機関
- (c) スコットランド議会法人団体
- (d) (1998年スコットランド法の定義の範囲内における) 共管機能を有する、又は留保機能を有しない、スコットランドの公的機関

(政府の省等への適用)

第81条 (1) この法律の目的上、政府の各省は、政府の他の省とは別個の者として取り扱われる。

- (2) (1)項は、次のことを可能とするものではない。
- (a) 北アイルランドの省ではない政府の省

が、第41条(1)項(b)号の目的上、その省による情報の開示が（北アイルランドの省ではない）他の政府の省から提訴可能な守秘義務違反を構成することになると主張すること。

(b) 北アイルランドの省が、前記の規定に掲げる目的上、その省による情報の開示が他の北アイルランドの省から提訴可能な守秘義務違反を構成することになると主張すること。

(3) 政府の省は、この法律に基づき訴追されることはない。ただし、第77条及び別表3第12パラグラフは、これらの規定が他のいかなる者にも適用されることから、国王の公務に従事する者に対しても適用する。

(4) (3)項に明示した規定は、これらの規定が他のいかなる者にも適用されることから、議会のいずれか一院又は北アイルランド議会のために活動するものに対しても適用する。

(命令及び規則)

第82条 (1) この法律に基づき主務大臣が命令又は規則を制定する権限は、委任法規命令によって行使されるものとする。

(2) 次のいずれかの規定（単独であると又はその他の規定と共にであるとかかわらず）を含む委任法規命令は、その案が議会の各議院に提出され、決議をもって承認されている場合を除き、制定することができない。

(a) 第5条、第7条(3)項若しくは(8)項、第53条(1)項(a)号(iii)又は第75条に基づく命令

(b) 第10条(4)項又は第74条(3)項に基づく規則

(3) 次のいずれかの規定（単独であると又はその他の規定と共にであるとかかわらず）を含む委任法規命令で、その案が議会の各議院に提出され、決議によって承認されているという(2)項の要件に服さないものは、議会のいずれか一院の決議に従い失効するものとする。

る。

(a) 第4条(1)項に基づく命令

(b) (2)項(b)号に明記されていない、この法律の規定に基づく規則

(4) 第4条(5)項に基づく命令は、制定された後に議会に提出されるものとする。

(5) 第5条又は第7条(8)項に基づく命令の案が、この項の規定に関係なく、議会のいずれか一院の議事規則の目的上、混合法規として扱われる場合は、その案は当該議院では混合法規ではないものとして処理されるものとする。

(「ウェールズの公的機関」の意義)

第83条 (1) この法律において「ウェールズの公的機関」とは、次のいずれかをいう。

(a) 別表1第II章、第III章、第IV章又は第VI章に掲げられた公的機関であって、専ら若しくは主としてウェールズにおいて、又は専ら若しくは主としてウェールズに関して、その職務を遂行し得るもので、除外機関でないもの

(b) 1998年ウェールズ政府法第99条(4)項により定義された議会附属機関である公的機関

(2) (1)項(a)号の「除外機関」とは、その規定の目的上、主務大臣の命令により除外機関に指定された公的機関をいう。

(3) 主務大臣は、(2)項に基づく命令を制定するに先立ち、ウェールズ国民議会と協議するものとする。

(解釈)

第84条 この法律において次に掲げる用語の意義は、前後関係により別段の解釈が必要とされる場合を除き、次のとおりとする。

「請求者 (applicant)」とは、情報の請求に関しては、当該の請求を行った者をいう。

「所管の北アイルランドの大臣 (appropri-

ate Northern Ireland Minister)」とは、北アイルランド文化・芸術・余暇省担当の北アイルランドの大臣をいう。

「所管の記録管理機関 (appropriate records authority)」とは、移管された公的記録に関しては、第15条(1)項で定める意味を有する。

「団体 (body)」には、法人格のない社団を含む。

「コミッショナー (the Commissioner)」とは、情報コミッショナーをいう。

「裁決通知 (decision notice)」は、第50条で定める意味を有する。

「情報保有の認否義務 (the duty to confirm or deny)」は、第1条(6)項で定める意味を有する。

「法律規定 (enactment)」は、北アイルランドに関する立法に含まれる法律規定を含む。

「執行通知 (enforcement notice)」は、第52条で定める意味を有する。

「執行委員会 (executive committee)」は、ウェールズ国民議会に関しては、1998年ウェールズ政府法と同一の意味を有する。

「除外情報 (exempt information)」とは、第II章の規定の定めるところにより除外情報とされる情報をいう。

「手数料通知 (fees notice)」は、第9条(1)項に定める意味を有する。

「政府の省 (government department)」には、北アイルランドの省、北アイルランド裁判所事務局及び国王のために制定法上の機能を遂行するその他の組織又は機関を含む。ただし、次に掲げるものは含まない。

- (a) 第80条(2)項に明記された組織
- (b) 公安局、秘密情報局又は政府通信本部
- (c) ウェールズ国民議会

「情報 (information)」とは、その形態を

問わず、記録された情報をいう (ただし、第58条(8)項及び第75条(2)項の場合は、この限りではない。)

「情報通知 (information notice)」は、第51条で定める意味を有する。

「国王の大臣 (Minister of the Crown)」は、1975年国王の大臣法と同一の意味を有する。

「北アイルランドの大臣 (Northern Ireland Minister)」は、北アイルランドの首席大臣及び副首席大臣を含む。

「北アイルランドの公的機関 (Northern Ireland public authority)」とは、北アイルランド議会又は北アイルランドの省以外の公的機関で、その機能が、専ら若しくは主として北アイルランド内において、又は北アイルランドに関して行使され、かつ、専ら若しくは主として委譲された事項にかかわるものをいう。

「定められる (prescribed)」とは、主務大臣によって制定された規則によって定められることをいう。

「公的機関 (public authority)」は、第3条(1)項で定める意味を有する。

「公的記録 (public record)」とは、1958年公記録法で定めるところの公的記録又は1923年 (北アイルランド) 公記録法が適用される公的記録をいう。

「公開計画 (publication scheme)」は、第19条で定める意味を有する。

「情報の請求 (request for information)」は、第8条で定める意味を有する。

「責任ある機関 (responsible authority)」は、移管された公的記録に関しては、第15条(5)項で定める意味を有する。

「特殊部隊 (the special forces)」とは、国王の軍隊の部隊で、その能力維持が特殊部隊司令長官の責務であるもの又はその時点で特

殊部隊司令長官の作戦上の指揮命令下にあるものをいう。

「従位立法 (subordinate legislation)」は、1978年解釈法第21条(1)項に定める意味を有する。ただし、同項における当該用語の定義が「法律」には北アイルランドの立法を含んであるものとして効力を有するものとする場合を除く。

「移譲された事項 (transferred matter)」は、北アイルランドに関しては1998年北アイルランド法第4条(1)項に定める意味を有する。

「移管された公的記録 (transferred public record)」は、第15条(4)項に定める意味を有する。

「審判所 (Tribunal)」とは、情報審判所をいう。

「ウェールズの公的機関 (Welsh public authority)」は、第83条に定める意味を有する。

(費用)

第85条 次に掲げる費用は、議会が定める資金から支出するものとする。

- (a) コミッショナー、審判所又は審判所審判員に関する主務大臣の費用のうち、この法律に起因する増加分
- (b) この法律に起因する主務大臣の執行経費
- (c) この法律の結果として、国王の大臣若しくは政府の省により、又は議会のいずれか一院により、負担されるその他の費用
- (d) 他の法律に基づき、定められた資金から支出することができる金額のうち、この法律に起因する増加分

(削除規定)

第86条 別表8 (削除規定) は、効力を有する。

(施行期日)

第87条 (1) この法律の次に掲げる規定は、この法律が制定された日をもって施行されるものとする。

- (a) 第3条から第8条まで及び別表1
 - (b) 公開計画の承認に関する限りにおいて、第19条
 - (c) コミッショナーによるモデル公開計画の承認及び準備に関する限りにおいて、第20条
 - (d) 第47条(2)項から(6)項まで
 - (e) 第49条
 - (f) 第74条
 - (g) 第75条
 - (h) 第78条から第85条まで及びこの条
 - (i) 別表2の第2パラグラフ及び第17パラグラフから第22パラグラフまで (並びにそれらのパラグラフに関する限りにおいて、第18条(4)項)
 - (j) 別表5の第4パラグラフ (及びそのパラグラフに関する限りにおいて、第67条)
 - (k) 別表6の第8パラグラフ (及びそのパラグラフに関する限りにおいて、第73条)
 - (l) 別表8の第I章 (及びその章に関する限りにおいて、第86条)
 - (m) この法律の他の規定のうち、命令、規則又は実施要領を制定する権限を授与するもの
- (2) この法律の次に掲げる規定は、この法律が制定された日から起算して二月の期間の満了時をもって施行されるものとする。
- (a) 第18条(1)項
 - (b) 第76条及び別表7
 - (c) 別表2の第1パラグラフ(1)項、第3パラグラフ(1)項、第4パラグラフ、第6パラグラフ、第7パラグラフ、第8パラグラフ(2)項、第9パラグラフ(2)項、第10パラグラフ(a)号、第13パラグラフ(1)項及び(2)項、第14

- パラグラフ(a)号並びに第15パラグラフ(1)項及び(2)項（並びにそれらの規定に関する限りにおいて、第18条(4)項）
- (d) 別表8の第II章（及びその章に関する限りにおいて、第86条）
- (3) (1)項及び(2)項に規定されたものを除き、この法律は、この法律が制定された日から起算して5年の期間の満了時をもって、又は主務大臣が命令により指定できる、その期間の満了日より前の日をもって、施行されるものとする。なお、異なる目的のために、異なる期日を指定することができる。
- (4) (3)項に基づく命令には、主務大臣が適切であると認める経過規定及び救済規定（同項にいう期間の満了時より後に施行される規定を含む。）を含むことができる。
- (5) この法律が制定された日から十二月の期間において、及び制定日から起算してこの法律のすべての規定が完全に施行される最初の日までの期間において、引き続き満十二月の期間ごとに、主務大臣は次のことを行うものとする。
- (a) この法律の完全に施行されていない規定

を完全に施行させるための、自らの提案に関する報告書を準備すること。

- (b) 議会の各議院に当該報告書を一部提出すること。

（略称及び適用範囲）

第88条 (1) この法律は、2000年情報自由法として引用することができる。

(2) (3)項に従うことを条件として、この法律は、北アイルランドにも拡張して適用する。

(3) この法律による法律規定の改正又は廃止は、当該法律規定と同一の適用範囲を有する。

別表 (略)**

(注)

* 松橋和夫、平野美恵子、土屋恵司、梅田久枝、田中嘉彦、重田正美、森田倫子、西川明子、上原有紀子、井田敦彦、星健一、岡久慶、中川かおり。なお、本稿には、齋藤憲司、越田崇夫、田村英彰、長嶋佐央里、橋本奈己の各前会員による翻訳部分を含む。

**別表については、目次のみを訳出した。